資料2

# 西東京市子育ち・子育てワイワイプラン (後期計画)

(素案)

令和元年 11 月 西東京市

# はじめに

~子育ち・子育てワイワイプランの見直しにあたって~

# 目 次

第1章:	計画の基本的な考え方	1
1	基本理念	3
2	基本方針	5
3	施策体系	7
4	計画の対象者	8
5	計画の期間	8
6	計画の位置づけ・役割	8
第2章:	重点的な取組	9
第3章	計画の推進推進体制	15
1	計画の推進体制	16
2	計画の評価・検証	17
第4章:	基本的施策の展開	19
基本方針	<b>計1 子どもの主体的な参加ですすめる</b>	21
1-1	子どもの権利の尊重	21
1-2	2 子どもの参画の推進	24
基本方針	計2 おとな(親)になることを支える	29
2-1	心身及び経済的な自立	29
2-2	<ul><li>2 他者への理解とおとなの役割</li></ul>	31
基本方針	H3 子育て家庭の支え合い	34
3-1	子育て意識の育成	34
3-2	2 支え合いの場の充実	37
基本方針	<b>計4 市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援</b>	40
4-1	教育・保育及び子育て支援の充実	40
4-2	2 保健・医療	47
4-3	3 災害への対応を想定した環境づくり	49
第5章	子ども・子育て支援事業計画	51
第1額	<ul><li>子ども・子育て支援事業計画とは</li></ul>	53
第2額	<ul><li>子ども・子育て支援事業計画における設定</li></ul>	54
1	量の見込みと確保の内容	54
2	教育・保育の提供区域	54
第3額	う 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期	55
第4額	<ul><li>地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期</li></ul>	59
1	利用者支援事業	59
2	時間外保育事業 (延長保育事業)	59
3	放課後児童健全育成事業	60

	4	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	61
	5	乳児家庭全戸訪問事業	61
	6	養育支援訪問事業・要保護児童等の支援に資する事業	62
	7	地域子育て支援拠点事業	62
	8	ー時預かり事業 (預かり保育)	63
	9	病児•病後児保育事業	64
	10	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	64
	11	妊婦健康診查事業	65
	12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	65
	13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	65
第	6章 詞	十画策定の背景	67
	1	国・東京都の子育て政策の動向	69
	2	本計画の策定経緯	70
	3	見直しの視点	72
	4	西東京市子ども条例と本プラン	73
	5	見直しの視点と関連要素	74
第	7章 -	子ども・子育てを取り巻く現状	75
9	第1節	i 統計データから見る現状	77
	1	本市の位置、地勢	77
	2	人口の状況	77
	3	出生の状況	80
	4	女性の就労の状況	81
	5	保育所・幼稚園等の状況	82
9	第2節	<ul><li>子どもへのアンケート調査結果から見る現状</li></ul>	83
	1	実施の概要	83
	2	結果の概要	83
į	第3節	<ul><li>おとなへのアンケート調査から見る現状</li></ul>	89
	1	実施の概要	89
	2	結果の概要	90
į	第4節	i ヒアリング調査から見る現状	95
	1	実施の概要	95
	2	結果の概要	96
資	料箱	編	101
Ī	西東京	市子ども条例体系別施策	102
3	主要計	画体系図	103
Ē	西東京	市子ども子育て審議会委員名簿	105
Ē	西東京	市子ども子育て審議会計画専門部会員名簿	105
į	策定経	<b>3</b>	105
	1	審議会	105

2	市民参加(	調査、	パブリュ	ックコメン	ト等の実施)	)	105	5
用語	罕兑						105	5

# 第1章 計画の基本的な考え方

#### 1 基本理念

西東京市(以下「本市」といいます。)ではこれまで、4つの「基本理念」と4つの「基本 方針」に基づき、子どもの育ちや子育てを支えるためのさまざまな施策や事業に取り組んで きました。

「西東京市子育ち・子育てワイワイプラン(後期計画)」(以下「本計画」といいます。)では、これらの考え方を発展的に踏襲し、子どもが健やかに育ち、はぐくまれる環境づくりのさらなる推進を図ります。



児童の権利条約<sup>1</sup>は、子どもが大切に保護される存在であると同時に、年齢と成熟度に応じて、一人ひとりの子どもが自分らしく生きる権利が保障され、子どもが権利の主体であることを強くうたっています。

本市では、児童の権利条約やこの条約を理念とした児童福祉 法などを踏まえて西東京市子ども条例を制定しました。条例に は、すべての子どもの健やかな育ちを市全体で支えていくこと、 そのためにも子どもの意見表明・参加や子どもの権利の普及な どに取り組んでいくことに努めるよう定めています。

本計画の策定、推進にあたっても、子どもの意見が尊重され、 家庭・教育機関・保育機関・子育て支援機関・地域・職場・行政が協力して、具体的に子どもの育ちを支えていくように取り組みます。



児童福祉の目的は、すべての子どもたちの心身両面にわたる 健全な育成を図ることにあります。

しかし、これまでの子どもや子育て家庭<sup>2</sup>への施策は、障害のある子どもや親が働いている家庭など、特別な援助を必要とする子どもや家庭を中心にしてきました。

これからの施策は、こうした施策を一層きめこまかく行うと 同時に、保健・福祉・医療・教育・建設・労働などに関するさ まざまな施策と連携して、市内のすべての子どもと子育て家庭 を対象に、子どもの成長発達の保障と親支援<sup>3</sup>を推進することを 基本にします。

<sup>1</sup> 児童の権利条約:基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約。1989年11月20日に国連総会において採択され、2015年1月現在で195の国と地域が締結しています。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 子育て家庭: <u>西東京市子育ち・子育てワイワイプラン</u>では、子どもの属するすべての家庭を指します。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 親支援: <u>西東京市子育ち・子育てワイワイプラン</u>では、親を支援することに加え、子どもを持った人が親としての意識や行動ができるようになるよう支援することも含みます。



子育てに伴う種々の負担感が、子どもを持つことをためらわせる要因のひとつになっています。

また、家庭で主として女性が子育てを担うことによって肉体的・精神的負担が女性に偏ったり、女性の社会進出に伴い、仕事と子育ての両立のために女性の負担が増大しています。

子育てを男女が協力することで、単に、子育ての負担を女性から軽くするだけでなく、男女で子育ての過程と楽しさやつらさなどその時々の思いを共有し、子育てを通して家庭や地域での役割を男女で担うことを基本にします。

<sup>基本理念4</sup> 循環型の子育で 子どもは次代を担う大切な社会的存在であり、健やかな子ど もの育ちは市民全体の願いです。

職場や地域<u>、行政</u>など社会全体が協力し、おとなたちが連携しながら、地域の人的環境・社会環境・自然環境の整備などをすすめます。

子育ては時代をつなぐ希望です。子どもは、健やかに生まれ、 育ち、やがておとなになって子育てをします。そして子育てを するなかで、おとなは子どもから多くのことを学びます。世代 間をつなぐ循環型の子育てを基本にします。

#### 2 基本方針

#### 基本方針1 「子どもの主体的な参加ですすめる」

少子化、過度の受験競争のなかで、一人ひとりの子どもたちが自分らしさをみつけだし、仲間とともにゆっくりと子ども時代を過ごす権利を保障することができなくなっています。子どもが自分で考え、自分の言葉で話し、じっくり聞いてもらい、どんな時でもしっかり受け止めてもらえるという安心感と信頼感を培っていく環境との関わり方が大切になっています。

子どもを保護・教育の対象としてのみとらえるのではなく、子どもと同じ目線に立ち、一人ひとりの違いを認め、子どもが人や自然とふれあい、仲間のなかで自ら育とうとする力を大切にします。子ども一人ひとりの最善の利益が尊重された施策を推進するために、子どもたちが自由に意見を表明し、自分にかかわることやまちづくりに参加できる機会をつくりだすことや知識・技術を身につけるための援助をします。

#### 基本方針2 「おとな(親)になることを支える」

かつて、地域には子どもからおとなになる過程で必要な、知識や技術を習得するための伝統行事や催しがありました。しかし、現在では地域のつながりの希薄化とともに地域全体で子どもが成長しておとなになっていくための、有効なプログラムが少なくなっています。

おとなとしての役割や知識を理解し、準備するための機会を家庭・教育機関・保育機関・ 子育て支援機関・地域・行政が一体となってつくりだします。

#### 基本方針3 「子育て家庭の支え合い」

子どもが生まれたら誰にも母性・父性のすべてが備わっているのではなく、子どもとの関わりのなかで、親としての自覚が生まれ、役割を学び真の親になっていきます。しかし、女性の社会進出に伴い、核家族化や晩婚化が進み、少子化した現代社会では、自分が親になるまでは育児の方法を知らなかったり、子育ての仲間との出会いや、親としての自覚や役割を準備する機会が、家庭でも地域でも非常に少なくなっています。とりわけ、在宅で育児をする出産後の早い時期には、育児の不安感や孤立感を感じやすく、子どもの虐待予防の観点からも、地域における親支援が求められています。

父母になる男女が親になる過程を協力して共に歩めるよう、子育て家庭を地域全体で支えるとともに、子育て家庭同士の支え合いをつくり、西東京市での子育ての喜びを共有できるようなまちづくりをめざします。

#### 基本方針4 「市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援」

子育てはわたしたちの未来を託す事業です。子どもの育ちや子育てはひとりだけ、ひとつの家庭だけではできない社会的な営みです。子どもが地域で安全に豊かに自信をもって過ごすことができ、おとなも子育てを楽しく営めるならば、まちに活気と安らぎが満ちてきます。子どもたちはおとなやまちに素晴らしい癒しや潤い、活力を与えてくれます。

西東京市の未来を担う子どもたちに最善のものを託すために、施策全体を<u>子どもをはじめと</u> する市民の視点で見直し、市民と行政が協働で子育ての地域環境づくりと子育ち・子育て1文化 の創造を推進します。

-

<sup>1</sup> 子育ち・子育て:「子育ち」とは、子ども自身が、自らの力で心身ともに成長することを指します。一方、親による「子育て」があります。

### 3 施策体系

本計画における施策の体系は、次のとおりです。

基本理念	基本方針	施策の方向		
	子どもの主体的な 参加ですすめる	1-1 子どもの権利の尊重 1-2 子どもの参画の推進 1-2-1 地域のシステムづくり		
		1-2-2 居場所づくり		
子どもの権利の実現	おとな(親)に — なることを 支える	2-1 心身及び経済的な自立 		
すべての子どもと 親への支援	子育て家庭の 支え合い	3-1 子育て意識の育成 3-2 支え合いの場の充実		
男女共同の子育て循環型の子育て	市民参加型の 子どもの育ちと 子育て家庭支援	4-1 教育・保育及び子育て支援の充実  4-1-1 子どもと家庭の支援  4-1-2 障害のある子どもを育てる家庭の支援  4-1-3 多様な文化的背景(多文化)を持つ 子どもと子育て家庭の支援  4-1-4 ひとり親家庭の支援  4-2 保健・医療  4-3 災害への対応を想定した環境づくり		
子ども・子育て支援法による市町村子ども・子育て支援事業計画				

#### 4 計画の対象者

本計画の対象者は、西東京市に在住する O 歳~18 歳未満の子ども及び子どもにかかわる市民とします。

ただし、取組の内容又は必要により若者も対象とします。

#### 5 計画の期間

本計画の期間は、「西東京市子育ち・子育てワイワイプラン」(以下「本プラン」といいます。)の計画期間である平成27年度から令和6年度までの10か年のうち、令和2年度から令和6年度までの5か年となります。子ども・子育て関連3法による教育や保育等の確保方策を記載した第6章についても、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

本計画のうち第6章については、達成状況の確認と計画の見直しを、原則として年度ごとに行うこととします。

#### 6 計画の位置づけ・役割

本計画は、<u>本プランのこれまでの考え方</u>を継承するとともに、市の最上位計画である「西東京市第2次総合計画・後期基本計画」や、<u>その他関連計画</u>などとの整合を図り、策定しています。

また、本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画として明確に位置付けられた、「東京都子供・子育て総合支援計画(中間見直し版)」の考え方を取り入れて策定しています。

本計画には、次の計画の内容を包含させています。このことにより、本計画に、これらの計画の役割を持たせています。

- \*次世代育成支援行動計画(次世代育成支援対策推進法により策定を任意とされた市町村 行動計画)
- \*市町村子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法により策定を義務付けられた計画)
- \*西東京市子ども条例推進計画(西東京市子ども条例第 24 条に規定する計画)

8

<sup>1</sup> 本市の主要な計画の体系は、資料編に掲載しています。

# 第2章 重点的な取組

本計画では、各基本方針にそって、次の施策を重点的な取組として定め、効果的かつ計画的な推進を図ります。

#### 重点的な取組①

# 子どもの主体的な参加ですすめる

子ども一人ひとりが、権利を尊重され、誰もが主体的に生きることが できるようなまちづくりをめざします

子どもたちは、一人ひとりが生存や発達、保護、参加・参画といった権利を有する<u>主体で</u>あり、その権利擁護は子どもたちの自己肯定感を培うことにもつながります。

児童虐待やいじめなどの権利侵害に対し、子ども自身が安心して相談や救済を求めることができる体制<u>を推進する</u>とともに、子どもたちが周囲のおとなや友人・仲間等と関わり合いながら、子どもたち自身の積極的な参加・参画を通して、自己の形成が図られる機会や居場所・仕組みの創出に努めます。

#### ◆重点的な取組

1:子どもの権利や構	を 権利擁護に関する普及・啓発の充実	
【施策	1	
2:子育て支援事業、	子ども事業に関する市民参加・子ども参加の充実	
【施策	]	
3: 子どもの意見表明	月や主体的な参加の支援	
【施策	]	
4: <u>児童館、小学校、</u>	中学校の連携による地域における子どもの居場所の充実	
【施策	]	

#### 重点的な取組②

# おとな(親)になることを支える

子どもたちが、自分を知り、他者を理解して行動できるよう、おとな として自立する過程を支えます

学齢期から青少年期は、心身ともに子どもからおとなへの移行の時期です。近年、そうした世代の子どもたちを取り巻く環境は、少子化や核家族化、子どもの貧困、高度情報化などの影響から大きく変化しており、さまざまな側面からの自立を支援することが求められています。また、地域でのつながりが希薄化しつつあるなかで、人と関わる機会が少なくなってきています。

このため、発達段階やライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、<u>貧困の防止のために経済的な自立を支援することや、</u>地域活動やボランティア活動等の他者とのふれあいを通し、地域一体となって子ども・若者の育ちや自立を見守り支えられる体制づくりと取組の推進に努めます。

#### ◆重点的な取組

5:青少年支援の充実	【施策	]
6: <u>子どもの貧困の防止</u>	【施策	1
7:「青少年が育つまち」の実現	【施策	]

#### 重点的な取組③

### 子育て家庭の支え合い

子育て家庭が孤立することを防ぐとともに、親が親として目覚め、 学び合い、育て合うことを地域全体で支援します

子育では、その苦労や喜びをともに分かち合いながら、<u>家族の皆が</u>協力して行うものですが、依然として女性の仕事として捉えられている傾向がみられます。また、子育でについての技術や知識は、核家族化や都市化等の進行により、世代間での継承がされにくく、かつメディアの多様化による情報の氾濫により、適切な情報の選択も難しくなってきています。

このため、<u>働きながら</u>子どもを育てるという選択をしやすいよう、職場における「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」への理解促進を進めながら、父親と母親双方への意識改革を図ります。また、子どもと子育て家庭が抱える悩みや不安を一緒に考え、やわらげ、誰もが楽しみながら子育てができるよう、「地域子育て支援センター」・児童館・子育てひろばでの「地域子育て支援拠点事業」の活動を中心とした相談支援や情報提供等の充実を進め、子育て家庭の孤立を予防するとともに、必要な人に必要な情報が行き届く環境づくりに取り組みます。

#### ◆重点的な取組

#### 重点的な取組④

### 市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援

教育・保育や保健指導などの充実を図り、すべての子どもたちの育ち を、社会全体で支えられるよう、安心・安全な環境を整備していきます

特に、子どもに必要とされる防災・減災情報を普段から意識できるよう提供していくとともに、災害時や復興時にも本計画による基本理念を保障できるよう、施策を展開します

現在、本市では主に O 歳~ 2歳児において保育園等への入所を希望しているにもかかわらず入所できていない状態が生じている状況です。母親の就労の増加等で、保育ニーズが今後も拡大することが見込まれるため、保育園の拡充を図ります。また、利用者の視点に立ったきめ細やかなサービスの供給・確保はもとより、本市に暮らすすべての子どもたちが、希望するサービス等を適切に利用できるよう、周知や啓発に取り組みます。

さらに、子どもが健やかに成長し、<u>親子ともに</u>健康に過ごすことができるよう、妊産婦や 子育て中の親を切れ目なく継続的に見守り、支える環境を整備するとともに、安心・安全な 市民生活の確保に向け、<u>災害への対応についても、庁内関連部署のみならず、各種関係機関</u> との連携を図りながら対策を行います。

#### ◆重点的な取組

 10:「子ども総合支援センター1」の充実
 【施策
 】

 11: 利用者支援事業の推進
 【施策
 】

 12: 保育支援の拡充
 【施策
 】

 13: 母子保健と保育、子育て支援の連携強化
 【施策
 】

 14: 防災防犯に向けた子ども・子育て家庭のための環境づくり【施策
 】

<sup>※1</sup> 子ども総合支援センター:子育てに関する相談・情報提供・サービス提供などを総合的に展開する「子ども家庭支援センターのどか」と、発達支援を行う「こどもの発達センター ひいらぎ」の機能を併せ持つ施設で、本市の子育ち・子育て支援の拠点となるものです。

# 第3章 計画の推進推進体制

#### 1 計画の推進体制

本プランは、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、西東京市子ども条例に基づく推進計画を兼ねており、妊娠期から青少年期に至るすべての子どもと子育て家庭を対象とした「子育ち」と「子育て」の支援を、「切れ目なく」総合的に推進する計画です。そのため、計画に基づく庁内各部署における取組の実施にあたっては、連携・協力体制を強化し、全庁が一体となって推進を図ります。

全庁的に広く連携することに加え、西東京市全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが必要不可欠であり、子育て中の家庭と、市内の子育て支援にかかわる、教育機関、保育機関、子育て支援機関、子育てサークル・団体、その他関係機関・団体、地域の人々との連携の強化を図ります。

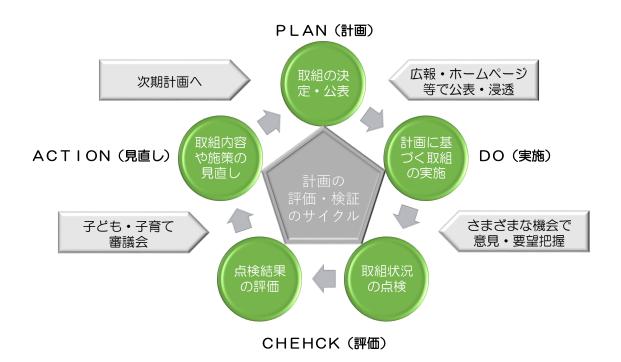
また、本市は人口流動が多く、多様なサービスの提供と、市民へのサービスの周知が極めて重要です。そのため、市民、子育てサークル・団体、事業者など地域社会におけるさまざまな人々との協働を進めることが必要となります。市民や地域が継続的に支援できるよう、活動の維持・活性化を支援するとともに、市のサービスのみならず、地域で行われる子育ち・子育てに関するサービスを併せて情報提供して、ニーズとサービスのマッチングを図り、住みやすい・子育てしやすい環境づくりを目指します。

#### 2 計画の評価・検証

<u>本プランの</u>基本理念に基づき、施策を着実に実現していくためには、定期的に施策・事業の進捗状況を確認し、評価を行いながら進めていくことが重要です。

そのため、学識経験者や子どもの親や子育て団体の参加により設置する「子ども子育て審議会」において、計画の進捗はもとより、本市で展開する子どもと子育て家庭に関する制度や事業等について確認・点検する機会を設けるなど、総合的かつ計画的に取り組みます。このほか、必要に応じて、子育て中の市民や地域の子育て支援に関わる関係者への聞き取りを行ったり、また、計画による取組が子どもに届いているか子どもの意見や提案を聞く調査や場を設けるなど、市民と行政の協働による計画の評価と見直しに努めます。

こうした評価・検証により、計画・実施・評価(点検)・見直しのPDCAサイクルにのっとったフィードバックを行い、計画の実効性を高めていきます。



# 第4章 基本的施策の展開

#### 基本方針1

### 子どもの主体的な参加ですすめる

#### 1-1 子どもの権利の尊重

本市では、子どもたち一人ひとりを生存や発達、保護、参加・参画といった権利を行使する主体として位置づけ、「子どもの最善の利益の確保」をおとなの責務とする「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の趣旨を踏まえて「西東京市子ども条例」を定めています。

児童虐待については、平成 12 年に「児童虐待の防止等に関する法律」が成立し、虐待の定義や住民の通告義務など防止に向けた法制度が整備されました。その後、平成 23 年 5 月に民法・児童福祉法等の改正が行われて「親権の子の利益の明確化」、「親権停止制度の創設」など制度の見直しが行われ、平成 28 年 6 月の児童福祉法改正では、社会的養育・児童虐待防止対策に係る強化が図られています。また、平成 31 年 4 月に東京都子供への虐待防止等に関する条例が制定され、保護者の体罰等禁止を定めています。

さらに、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもや若者の育成支援を図るため、 平成 21 年に「子ども・若者育成支援推進法」が、また学校におけるいじめ対策として平成 25 年に「いじめ防止対策推進法」が制定され児童の権利利益の擁護が進められてきました。 本市でも、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ「西東京市いじめ防止対策推進条例」を平 成 28 年4月に施行し取組を進めています。

人権尊重の観点から、性的マイノリティへの支援について取り組む必要があり、子どもた ちには、多様な性のあり方を認め合う意識の育成が求められています。

本市には、子どもや保護者等から相談を受ける機関として「子ども家庭支援センター のどか」や「地域子育て支援センター」、「教育相談センター」、不登校ひきこもり相談室「Nicomo(ニコモ)ルーム」などがあるほか、東京都によるスクールカウンセラーの小中学校全校への配置、またスクールソーシャルワーカーの学校への派遣を行い、各相談機関が必要に応じて連携を図るなど、悩みや困難を抱える子どもやその家族からの相談に対応するための体制の整備に取り組んでいます。 また、子どもの権利侵害について相談を受け、救済につなげる目的で、子どもの権利擁護委員(CPT)が関わる「子ども相談室 ほっとルーム」を設置しています。

「子ども家庭支援センター のどか」によると、平成30年度に子どもや家族から寄せられた相談のうち、約3割が児童虐待に関する相談、約半数が児童虐待以外の養護相談となっており、平成25年度と比べると、児童虐待に関する相談は6倍以上の増加をみせています。このことは、相談や養護の声をあげやすくなってきたことを意味するものであり、潜在的に存在した問題が顕在化してきたものと考えられます。このため、今後も、子どもを取り巻くおとなはもとより、子どもたち自身が個々の違いや多様性を認め合い、互いに尊重されるべき権利の主体として認識できるよう周知啓発を図るとともに、子どもたち自身が、支援や救済、保護、回復を求められる体制を強化していくことが必要となっています。

#### 1-1:今後の取組

子どもの権利は、いつでもどのような場でも尊重されなければなりません。すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるよう子どもの意思を尊重して、自己実現できるよう、おとなも子どもも意識を高くもつことができるよう、仕組みづくりや広報を行います。

また、子どもの生命や生活を守り、とりわけ、救済を必要としている子どもについては、子ども自らが相談できる場を確保し、解決に至る道筋を見つけられるよう支援します。

子どもが権利を実現する前提として、家庭はもちろんのこと地域でも、生活していくための場が必要です。家庭内でも子どもが尊重されるよう、子育て広場や「地域子育て支援センター」、児童館、公民館での活動を通じて家庭の教育を支援するとともに、養育が困難な家庭の子どもについては里親制度により生活を支援します。学校生活になじめず不登校になっている子どもについては、スキップ教室(適応指導教室)による指導などにより、学校生活への復帰を目指します。

いじめや不登校といった子どもの自己実現を妨げる問題については、子ども自身が相談できる相談窓口が、学校や市にあります。学校には、東京都によりスクールカウンセラーが定期的に配置され、また、教育相談センターには心理カウンセラーを配置し、教育相談・就学相談などを行っています。今後は、子どもに対して、市の相談窓口の周知を図るとともに、巡回するスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーとの連携を進め、子どもたちにさらに有効な援助ができるようカウンセラーの技能向上に努めます。

子どもの虐待への対応については、早期発見・早期対応が重要であることから、傷やアザなどにより虐待の疑いがある場合に、できるだけ早い段階で関係機関や地域の人々から通告や相談が寄せられるようにする必要があります。通告を受けた場合に対応する機関である「子ども家庭支援センターのどか」や児童相談所の認知度を向上させていくとともに、通告についての意識と理解を高めることができるよう、地域住民に普及・啓発していきます。さらに、関係機関の職員との意識向上・連携強化を図るため、通告の重要性や対応策について、研修を実施します。

また、子どもたち自身が、虐待を受けているという認識を持たなかったり、家族を守ろうとして自己犠牲の認識を持ったりすることがないよう、①ひとりの人として尊重され、いのちが大切にされ、ゆたかに育つこと ②ひとりひとりの意見や考えが尊重されること ③ひとりひとりの最善の利益が図られること について学ぶ機会を設けるとともに、虐待があったときにはどこに相談すればよいのかを周知していきます。

子どもを支える関係機関や地域住民についても、子どもの発する SOS のサインを どう受けとめるかについて学ぶ機会を設けていきます。

#### 具体的な施策・事業

- 1 子どもの権利に関する条例等の策定及び子ども救済システムの検討 (子育て支援課)
- ◎2 子どもの権利擁護のための啓発と広報の充実 (子育て支援課、教育指導課)
- ◎3 人としての権利を尊重する教育の推進 (協働コミュニティ課、教育指導課)
- ■4 家庭の教育力向上支援事業の推進

(健康課、子育て支援課、保育課、児童青少年課、 子ども家庭支援センター、公民館)

- ◎5 里親制度(養育家庭)の推進(子ども家庭支援センター)
- ◎6 スキップ教室(適応指導教室)の充実 (教育支援課)
- ◎ 7 子ども自身からの相談に対応できる相談システムの検討 (子ども家庭支援センター)
- ◎8 スクールカウンセラー派遣の充実と連携の強化 (教育支援課)
- ◎9 地域アドバイザーの活用と連携の推進 (児童青少年課)
- ■10 子ども自身が身を守るための学習プログラムの推進 (子育て支援課)
- ◎11 要保護児童対策地域協議会の活用(子ども家庭支援センター)
- ◎12 虐待・虐待再発防止のための学習機会の検討(子ども家庭支援センター)
- ◎13 虐待の早期発見・通告・早期対応をするための普及活動の充実 (子育て支援課、子ども家庭支援センター)
- ◎14 子どもにとって大切な権利について学ぶ機会の提供(子育て支援課、児童青少年課、子ども家庭支援センター)

※「◎」印は「西東京市子ども条例」の各条文に関連の深いものです。巻末の資料編「西東京市子ども条例体系別施策」参照。

#### 1-2 子どもの参画の推進

近年、子どもを取り巻く環境は、少子化や核家族化の進行、高度情報化や都市化の進展、さらに価値観や生活習慣の多様化、厳しい社会経済情勢などを背景に大きく変化しています。 子どもたちが受けられる支援やサービスが増え、守られる側面もある一方で、主体性やコミュニケーションカの低下、自己肯定感の希薄化などの問題も指摘されるところですが、本市では子どもアンケートにおいて自己肯定感の向上がみられます。

「西東京市子ども条例」では第 12 条で子どもの居場所について、第 13 条で子どもの意見表明や参加について規定しています。本市では、居場所づくりや遊びの充実などを通して、子どもたちが自主的に関わり、参画する機会の確保に取り組んでいます。特に、児童館は 18 歳未満の乳幼児や児童・生徒が安全かつ安心して過ごし、活動できる拠点であり、子どもたち自身の意見や考えを取り入れた運営が行われています。

平成30年度(2018年度)に実施したアンケート調査によると、小学生の放課後の過ごし方として、「自宅」「運動に関する習い事」「勉強に関する習い事」が40%を超えて上位に挙げられており、児童館・児童センターの認知度は98%以上と高いものの、利用者は約56%となっています。また、児童館への要望としては、「施設の拡大や魅力的な遊具の充実」や「子どもの意見を反映させた遊びと行事の充実」などが高まっています。近年の児童館の利用実績では、利用者数・登録者数はいずれもおおむね横ばいの傾向を示しています。

令和元年度(2019年度)に実施した子どもアンケートによると、友だち、恋愛、ファッションなどは自分で決めたいという意見が多いものの、子どもに関わる市の重要なことは「自分で決めたい」より「親やおとなに決めてほしい」の割合が高くなっています。

今後も、子どもたちが周囲のおとなや友人・仲間等と関わり合いながら、子どもたち自身が参加し、積極的な意見等の表明や体験の機会を得るなかで、自己の形成が図られるよう、家庭や学校以外の場として、子どもたちが安全・安心に過ごせる場所や機会を確保していくとともに、それらが適切に利用されるための仕組みづくりを進める必要があります。

#### 1-2-1 地域のシステムづくり

#### 今後の取組

地域の中で、子どもたちが活発に活動できるよう、子どもが発想を生かし、自らの 意見を表明する場や参加・参画する機会を充実していきます。また、地域で子どもの 育ちを支える仕組みづくりを行います。さらに、子どもが活動する上で必要となる情 報を発信・共有していきます。

具体的には、子どもワークショップの開催など、子どもたちが参画する場を持ちながら、施策に取り組みます。

事業の企画や運営については、子どもの発想を生かす場として、児童館を中心に中高生の年代の子どもが主体的に自由な発想で参画できる機会を提供します。子どもが豊かな発想を持つことができ、また、おとなが子どもの参画を支援する手法を学ぶ場となるよう、児童館等では、おとなも参加できる企画を実施し、多様な年齢間での交流を充実させます。

また、施設利用に関する子ども向け調査を実施する等、子どもならではの視点による評価を生かし、魅力ある施設運営を推進します。

さらに、子どもが地域で安心して活動し、豊かな経験を積むことができるよう、地域の諸団体との連携を推進し、地域での体験を重ねて成長した子どもが、次の世代の担い手となるなど、地域での活動が世代交代しながら継続・循環していくことを支援していきます。

安心して過ごせる地域づくりのために、青少年育成会による通学路の「合同パトロール」や「子ども 110 番ピーポくんの家」活動、小学校の安全連絡会による安全確保の活動を引き続き支援するとともに、青色回転灯装備車両による防犯パトロールやスクールガードリーダーによる学校の巡回指導を行います。

地域での経験を充実させるため、農業やものづくりを体験する機会を提供するとともに、青少年育成会の実施する文化活動などや、「社会を明るくする運動」によるあいさつ運動など、社会的活動も支援します。また、プレイリーダーの養成を通じて、地域での遊びを指導する仕組みづくりを進めます。これらの活動により、地域と連携し、おとなが自分の経験を生かして子どもたちに知恵や技を伝えられるよう、地域人材を発掘し、マッチングすることにより、人材が活躍できる場を提供します。

このような地域での支援を、子どもたちが十分に活用するためには、どこで何ができるのかを、子どもたち自身が知っている必要があります。必要な情報がすべての子どもに行き届くよう、情報提供の方法を子どもの目線で工夫するとともに、情報活用に必要なリテラシー教育を推進します。

#### 具体的な施策・事業

#### 【企画運営関連】 ◎

■1 子どもによる子どものための企画づくりと事業運営の推進

(児童青少年課、文化振興課、みどり公園課、公民館)

■2 児童館の親子で参加できる行事や企画の充実

(児童青少年課)

■3 子ども参画による広報紙づくりの実施

(図書館)

■4 子ども調査の推進(子どもが多く利用する施設に関する調査)

(児童青少年課、図書館)

#### 【地域連携関連】◎

■5 防犯対策の充実

(危機管理室、児童青少年課、教育指導課)

■6 青少年育成会への支援の充実

(児童青少年課)

■7 農業体験・ものつくり体験・地域活動体験の拡充

(児童青少年課、産業振興課、公民館、社会福祉協議会)

■8 地域の人材発掘・養成・活用の推進

(プレイリーダー・ファシリテーターとしての役割を担う人材を含む)

(子育て支援課、児童青少年課、社会福祉協議会、シルバー人材センター)

■9 各国の子どもが集える事業の検討

(文化振興課)

#### 【情報関連】〇

■10 市報や市のホームページの子ども向け情報の充実

(秘書広報課)

■11 子どもに必要な情報を届けるしくみの整備

(子育て支援課、文化振興課)

■12 子ども向け情報提供方法の検討

(秘書広報課、教育企画課、教育指導課)

■13 情報化社会に対応した子どものためのメディアリテラシー教育の推進

(教育指導課)

■14 有害情報からの子どもの保護

(児童青少年課、教育指導課)

#### 1-2-2 居場所づくり

#### 今後の取組

子どもが自分らしく過ごすことができるよう、利用する子どもたちの意見を取り入れながら、児童館を始めとした屋内外における居場所づくりを推進し、年齢に応じた、子どもの居場所を確保します。居場所となる場では、文化的な事業やスポーツをすることもでき、知的好奇心を満たし、体力向上が図れるようにします。居場所での活動を通じて、多様な年齢の子どもたちや、地域のおとなとのかかわりから、自分自身を知り、多くを学び、育つことを支援します。

子どもが放課後に過ごす場所については、子どもたち自身の意思や選択を大切にしつつ、「放課後子ども総合プラン」に基づき、市長部局と教育委員会とが連携して、高学年を含めた適切な居場所の確保に努めます。居場所のひとつである学童クラブについては、引き続き現状の制度を維持していきます(詳細は、第6章第4節(3)に記載します。)。

また、児童館・学童クラブなどに子どもたちがいるときに災害が発生した場合は、 施設において安全を確保し、保護者へ引き渡します。

さらに、児童館の休日開館や夜間開館を充実させ、中高生や青少年を対象として機能を特化する等、児童館の再編成を進めます。児童館の運営については、子どもたち自身の参画を推進するとともに、子育てサークル・団体や民間事業者の持つ社会的な資源も活用していきます。また、学校夏季休業中において、児童館ランチタイムや学校施設を利用したサマー子ども教室を実施し小学生の居場所づくりを進めます。

児童館のほか、学校施設の活用やスポーツ施設の活用により、屋内外での居場所の確保に努めるとともに、地域でのサロン活動と連携し、親子や地域の人々が憩える場を提供していきます。

子どもたち自身が、年齢や育ちに応じてさまざまな選択肢の中から居場所を選べるよう、ゆったりした気持ちで集える場や、美術鑑賞や芸術鑑賞ができる場、放課後子供教室のように学ぶことができる場、また、音楽演奏やスポーツができる遊び場など、多様な環境を整えます。

これらの居場所が、子どもたちが利用したくなる、魅力あふれる場であることをめ ざし、子ども参画による企画等を進めます。

#### 具体的な施策・事業

#### 【居場所づくりへの参画】◎

■1 子ども参画ですすめる遊び場づくりの推進

(子育て支援課、みどり公園課)

■2 子ども参画による生涯学習事業の推進

(児童青少年課、公民館)

#### 【居場所の充実】◎

■3 児童館の再編成と機能の充実

(児童青少年課)

■4 青少年センター機能の充実

(児童青少年課)

■5 屋内外の居場所の充実

(児童青少年課、文化振興課、スポーツ振興課、みどり公園課)

■6 学校等の活用による放課後の居場所の充実

(児童青少年課、社会教育課)

■7 各地域に小さい拠点(居場所)づくりの推進

(子育て支援課、社会福祉協議会)

■8 おとなの利用が中心となる施設に子どもの居場所併設の実施

(管財課、文化振興課、公民館)

■9 放課後子ども総合プランに基づく居場所の検討

(児童青少年課、社会教育課)

#### 【文化等の充実】◎

■10 子ども向けの芸術・文化・スポーツの振興

(文化振興課、スポーツ振興課、公民館、図書館)

- ■11 音楽練習室等活用の推進(児童青少年課、文化振興課)
- ■12 図書館の子どもスペースの充実

(図書館)

■13 読み聞かせリーダー育成事業の推進

(図書館)

■14 「総合型地域スポーツクラブ」事業の推進

(スポーツ振興課)

■15 身近にボール遊びのできる場所の検討

(児童青少年課、スポーツ振興課、みどり公園課)

# 基本方針2

# おとな(親)になることを支える

# 2-1 心身及び経済的な自立

国は、平成 22 年 (2010 年)、複雑かつ深刻化する子ども・若者をめぐる課題に対応すべく、従来の縦割り的アプローチでは限界にあるとして、子ども・若者育成施策の総合的推進のための枠組みの整備等を目的に「子ども・若者育成支援推進法」を施行、同年「子ども・若者ビジョン」を策定しました。 平成 28 年2月には同ビジョンの改定版となる「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されており、基本的な施策として、心・身体の健康を維持し、自ら考え自らを守る力の育成などを含む「全ての子供・若者の健やかな育成」や、貧困やひきこもり、ニートなどの困難な状況にある子ども・若者への支援を含む「困難を有する子供・若者やその家族の支援」などが示されています。

平成 25 年制定の「子どもの貧困対策推進法」は、同法の一部を改正する法律が令和元年 9月に施行され、「貧困の状況にある子どもが健やかに育成され…」は「全ての子どもが心身 ともに健やかに育成され…」と改められました。同時に、子どもの貧困の解消に向けては「児 童の権利に関する条約の精神にのっとり」対策を総合的に推進することが明示されています。

令和元年度(2019年度)に実施した子どもアンケートによると、小学5年生、中学2年生とも、おとなに言いたいこととして、「自分のことは自分で決めさせてほしい」が上位となっています。

本市では、心身の自立を促す取組として、小中学生からのいのちの大切さや心・身体の問題に関する意識啓発、将来親になるために必要な性に関する学習機会の提供などを行っています。

「西東京市子ども条例」では第 10 条で子どもの貧困の防止について規定しています。経済的な自立を支援する取組としては小中学校の総合的な学習の時間等を活用した職場体験やキャリア教育の充実により、働くことの意義等について理解促進を図っています。また、不登校・ひきこもりセーフティネット事業として、不登校ひきこもり相談室「Nicomo(ニコモ)ルーム」を設置しています。

不登校やひきこもり状態が長期化すると、心身の自立のみならず経済的自立が難しくなり、 ニートや若年無業の状態に陥ることが懸念されます。このため、児童・青少年期から心身及 び経済的自立に向け、発達段階やライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、 子ども・若者の育ち・自立を地域社会全体で見守り支える体制の一層の強化が必要です。

#### 2-1:今後の取組

青少年は、子どもがおとなになる過程であり、自立に向けた準備期間にあります。 次世代を担う青少年が、心身ともに健やかに成長できるよう、この時期に適した切れ 目のない支援を行います。

青少年の年代は、身体の発育や健康についての適切な知識が得られるよう、近年社会問題となっている危険ドラッグなどを含む違法薬物の使用防止と健康に関する教育などを行い、健やかな育ちを支援します。

また、社会生活を円滑に営む上で困難な状況にある若者の孤立を未然に防ぎ、ひき こもりやニートの状態を早期に解消することができるよう、必要な相談、助言又は指 導を行う体制の整備や居場所づくりを行うとともに、貧困の連鎖を防止するため、子 ども・若者の成長や年齢に応じた就学・就業の支援や、社会生活を営むために必要な 知識技能の習得などを、民間活用を視野に入れて検討していきます。

自立するためには、自分の将来を描き、自身の在り方を見つける力をつける必要があります。このため、学校での総合的な学習の時間や道徳の時間を活用して、生き方に関する教育を行うとともに、乳幼児とふれあう機会をつくり、異年齢の子どもとの交流からいのちの大切さや思いやりや優しさを育みます。

自立に向けて努力する子ども・若者を、まち全体であたたかく見守り、支援することができるよう、家庭・学校・地域・市の連携を深めていきます。

#### 具体的な施策・事業

- 1 タバコ・違法薬物等・性感染症に対する正しい知識普及・啓発 (健康課、教育指導課)
- ◎2 社会的自立に困難を抱える子ども・若者を含む、子ども・若者に対する支援の検討 (子育て支援課、児童青少年課)
- ■3 青少年のしゃべる場の設定(子育て支援課、児童青少年課)
- ■4 青少年の日の設定 (子育て支援課)
- ◎5 「子どもの貧困対策に関する大綱」に基づく支援の検討 (子育て支援課)
- ◎6 入所型施設退所後の支援の検討

(子育て支援課)

■ 7 学校の総合的な学習の時間等を活用した学習の推進

(教育指導課)

■8 乳幼児とふれあう場づくりの推進

(子育て支援課、保育課、教育指導課)

■ 9 子ども・若者の成長を社会全体で支える地域・社会づくり (子育て支援課、児童青少年課)

# 2-2 他者への理解とおとなの役割

心身ともに健やかな子どもを育む場として、家庭はもとより地域社会の果たす役割は大きいといわれています。

しかし、近年では核家族化や兄弟姉妹の減少が進み、家庭内で自然に子どもとの接し方を 学ぶ機会や経験が少なくなってきています。さらに、少子化の進行、生活習慣や価値観の変 容等の影響により、友人や仲間、地域のおとななど、さまざまな人と関わる機会が少ないま ま、成長しおとなになるケースが多くなっています。

このことは、親になるまでに他の子どもと接したり世話をするなど、子育てにかかる経験が乏しく、親になったときに子育てに戸惑う人が多くなっていることにつながると考えられます。

令和元年度(2019年度)に実施した子どもアンケートによると、社会に役立つことをしたいと思う子どもは小学5年生、中学2年生とも85%を超えており、子ども自身も社会との関わりや他者への貢献を望んでいると考えられます。

また、情報の閲覧や友人等とのコミュニケーションにおいて、ネットの利用が日常的かつ 楽しみとなっていることがわかりました。

本市では、10 歳代での若年妊娠者や若年親への支援を中心に、中高生が乳幼児とふれあう機会の充実や、地域での関わりを得るきっかけとしてのボランティア活動や地域活動への参加促進に取り組んでいます。

子どもたちが、乳幼児やその支援にあたるおとななどの、自分と同世代ではない人々や、 普段の生活では接することが少ない多様な状況にある人々と交流することを通じて、自分が 多くの人々に支えられて生きてきたこと、また、おとなになって多くの人を支える存在にな ることが、自然に意識できるよう、他者に援助する経験の場を提供していくことが求められ ています。

また、ネット利用について、子どもたちが安全に使用でき、加害者や被害者になるような ことのないよう、情報化社会で適正な活動を行うための基になる知識や考え方などの理解を 図っていくことも必要です。

#### 2-2: 今後の取組

おとなになることは、多様な立場・状況にある他者を理解し、必要なときには、相手を支援することができる能力を備えることでもあります。さらに、将来、親になったら、どのようなことが社会から求められるのかを認識し、学ぶことにより、おとなになる力を養い、ひいては子どもを守る力や慈しむ心をはぐくみます。

そのために、学齢期から青少年の早い時期に自立に向けての意識を持てるよう、学校や地域、市の各事業等の機会を通じて支援していきます。併せて、性の面でも自立した行動をとることができ、相手を尊重していくことの大切さを学ぶことができるよう、さまざまな機会を提供していきます。

若い世代の親に対しては、子育てについて気軽に相談できる体制を整備するとともに、親同士が気軽に集い、交流や相談ができる機会を設けます。

子育てに関するボランティア活動やインターンシップによるキャリア教育の体験を通じて、他者の気持ちを理解し、自立に向けた自己理解と他者理解を図ります。また、自分の意思をしっかりと伝え、相手の思いを尊重し、話に耳を傾けることができるようなコミュニケーションカを身に着けられるよう、学びの機会を検討します。

地域での活動により、地域社会や市民活動に関心を持つことができるよう、ひいては、NPO活動などの地域活動を支えるような存在を育成できるよう、ボランティア活動や地域行事の充実を図ります。

#### 具体的な施策・事業

■ 1 小中学校での性教育の充実

(教育指導課)

■2 性の尊重に向けた支援の検討

(健康課、子ども家庭支援センター)

■3 若い親世代への支援の実施

(健康課、保育課、子ども家庭支援センター)

◎4 中学生のためのボランティア事業の推進

(児童青少年課、社会福祉協議会)

◎5 高校生、大学生のボランティア活動支援事業の推進

(子育て支援課、社会福祉協議会)

■6 インターンシップ制度による高校生、大学生の子育て体験の充実

(保育課、児童青少年課)

◎ 7 ボランティア活動の機会の充実

(子育て支援課、社会福祉協議会)

◎8 ボランティア保険等の加入の促進

(子育て支援課、社会福祉協議会)

■9 コミュニケーションカ育成プログラムの検討

(児童青少年課、公民館)

■10 特化型児童館での地域若者交流事業の検討

(児童青少年課)

■11 地域行事等の活発化による子ども参加の推進

(児童青少年課、文化振興課、スポーツ振興課、社会教育課)

# 基本方針3

# 子育て家庭の支え合い

# 3-1 子育て意識の育成

近年は、<u>ワーク・ライフ・バランスや経済活動における女性の活躍の推進に関する取組によって、</u>女性の社会進出が進み、夫婦共働きが一般化しつつあるものの、依然として子どもを育てる営みは女性の仕事として捉えられている傾向がみられます。子育てはその苦労や喜びをともに分かち合いながら、夫婦で協力して行うものであり、このための家庭・社会環境を整えていくことが重要となっていますが、実際は母親中心の子育てが展開されるなかで、父親は関わりたくても関わることができない状況も生じています。

本市では、子育て分野における男女共同参画を推進するため、父親が参加しやすい時間帯や曜日に配慮して企画・事業を実施するとともに、育児や家事等に関する情報提供などを行っています。

平成30年度(2018年度)に実施したアンケート調査によると、主に子どもの子育てを行っている人について、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「父母ともに」が最も高く、次いで「主に母親」となっています。家庭の中で、子育てにかかわっていない方がいる場合の理由については、就学前児童保護者・小学生保護者とも、「その他の理由」を除く上位2位が「単身赴任などで日常的に離れているため」「仕事が忙しくて、子育でする時間が取れないため」で、仕事や就労状況によるものが多くなっています。また、理由の中では「子育でに関心がないため」という回答が小学生保護者で1割程度(就学前児童保護者では約2%)みられました。

このため、<u>家族全体で子どもを育てるという選択をしやすいよう、職場におけるワーク・ライフ・バランスへの理解促進を進めることや、子どもが成長しても保護者としての役割が薄れることはないことについて、意識改革を図る必要があります。</u>

さらに、地域で互いに支え合うことの大切さを意識できるような取組を進める必要があります。

#### 3-1:今後の取組

男性も女性もともに育児を担う存在としてとらえ、互いに理解し協力し合って親としての役割を果たしていくことは、子どもの育ちにとっても意味があります。親をはじめ地域のおとなが、仕事と生活の調和を図ることができるよう、啓発を行うとともに、食育に関する活動などを通じた、地域の子育て意識の育成や、醸成などにつなげていきます。

現状として、父親は、母親よりも労働時間が長い場合が多く、育児をしづらい状況にあります。男女ともに、親として子どもに接する時間が持てるよう、ワーク・ライフ・バランスの普及を図ります。また、親に限らず、すべてのおとなが、仕事と生活の調和が図れるようにすることによって、はじめて、地域全体での子育てが可能となります。子育て世帯やそれを支えるすべてのおとなが、ワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、事業者とそこに働く人々への、意識啓発を推進していきます。

また、父親が子育てする際、出産や子育てに関する情報を、母親よりも入手しにくい状況にあります。そこで、妊娠・出産・育児について、父親への情報提供の方法を検討していきます。

毎日の食事は、子どものいのちを守るものであり、健やかな成長に欠くことができません。食生活に関して、子どもの発達段階に応じた情報提供・相談・指導を行うとともに、子ども自らが食を楽しみ、望ましい食習慣を形成する支援を、教育機関・保育機関・市・地域が連携して実施していきます。また、妊娠期や乳幼児期の相談、健診等を通じて、好ましい食習慣を確立し、健康管理を図ることができるよう支援を行います。

地域との連携については、「地域活動情報ステーション」(市民活動支援ホームページ)を通じて、食育推進に取り組むそれぞれの団体の活動を幅広く紹介するなどして、 市民団体相互の連携強化を図ります。

市が主催する栄養講座等の食育学習講座の参加者を中心に、地域における食育の自主グループの立ち上げを支援し、既存の市民活動団体の情報を提供して連携を促す等、地域における食育の担い手を育てます。

このような食育などの学習を通じて、家庭と地域での教育や交流を推進することにより、子育て意識を育成し、醸成していきます。

#### 具体的な施策・事業

■1 父親の育児参加の推進

(健康課、子ども家庭支援センター、協働コミュニティ課、 公民館)

■2 子育て意識の啓発の推進

(子育て支援課、子ども家庭支援センター、 協働コミュニティ課、公民館)

- ■3 父親への子育てに関する情報提供の方法の検討 (健康課、子育て支援課)
- ■4 育児休業相談・啓発の実施

(協働コミュニティ課)

- ■5 子育てによる離職者の再雇用制度に対する情報提供の充実 (産業振興課、協働コミュニティ課)
- ■6 栄養・食生活に関する教育・相談の実施 (健康課、保育課)
- ■7 地域や家庭における食育の推進

(健康課、保育課、産業振興課、学校運営課)

■8 子育てに関する学習機会の充実

(健康課、子育て支援課、保育課、子ども家庭支援センター、 公民館)

◎ 9 地域の子育て意識の醸成

(子育て支援課、保育課、児童青少年課)

■10 ワーク・ライフ・バランスを事業者へ普及する方策の検討

(子育て支援課、協働コミュニティ課)

# 3-2 支え合いの場の充実

近年、少子化や核家族化、都市化の進行により、子育ての知識や技術が、祖父母から保護者へ、保護者から子へと継承されにくくなっています。一方で、インターネットやマスコミ等のメディアを通じて子育てについての情報が氾濫し、適切な情報を取捨選択することが難しくなっている状況がうかがえます。

本市では、子育てハンドブックやホームページ、市報等により、情報提供を図っているほか、「地域子育て支援センター」や「子ども家庭支援センターのどか」、保育園での園庭開放、子育てひろばなどのさまざまな機会を活用し、親子の交流や学習の場を確保しています。また、市内には子育てサークル・団体が数多くあり、活発に活動をしています。こうした活動が子育て家庭に周知され、利用者の輪を広げていくよう<u>に取り組んでいく必要があります。</u>

また、相談支援に関しては、「子ども家庭支援センターのどか」をはじめ、「地域子育て支援センター」や保育園、児童館など、多様な場所で行っています。しかし、ライフステージにより保健、教育、福祉といった分野で相談窓口が異なるなどの課題もあることから、より緊密な連携体制を整備することが大切です。

平成30年度(2018年度)に実施したアンケート調査によると、子育でに関して気軽に相談できる人や場所について、就学前児童保護者・小学生保護者ともに、配偶者や祖父母、友人等の身近な人間が上位に挙げられていますが、行政機関や専門職にも一定の相談のニーズがあります。また、子どもとの生活の中で「一人ぼっちで子育でをしている感じがする」が、就学前児童保護者で約31%、小学生保護者で約27%となっており、この「一人ぼっち」は、家庭の中での状況に加え地域での孤立感が現れた回答である可能性もあります。

また、平成31年度(2019年度)に実施したヒアリング調査では、子どもに関わる支援をしたいと考える市民は多いと思われることから、地域活動が広く市民に知られることでスタッフや参加者が増えるのではないかという意見や、市民ボランティアだけでは対応の難しい事象もあるという意見がありました。

子育てに関して必要な情報や求める相談支援は、子どもの成長段階や、子どもと親が置かれている環境に応じて内容が異なります。

そのため、楽しみながら子育てができるよう、子どもはもとより、保護者同士が交流できる場を提供しながら、必要な人に必要な情報が届くよう、効果的かつ多様な媒体を活用した情報発信を図るとともに、保護者が相談しやすい環境づくりと多様な相談機関が、さらに連携を強化していくことが求められています。

あわせて、様々な地域活動があることの周知、必要に応じて、活動している人が行政からの助言を受けられることなども重要と思われます。

#### 3-2: 今後の取組

子育ち・子育てについて、子育て家庭が支え合う場を充実させます。支え合い手法として、交流の機会や相談ができる場を充実させることと併せて、これらの活動を多様な媒体で継続的に広報し、子育てに必要な情報が、必要な人に適時に行き届くようにしていきます。

具体的には、就労しながら子育てする親に限らず、すべての子育て家庭がゆとりをもって子育でできるよう、子育てひろば(のどかひろば・ピッコロひろば)・「地域子育て支援センター」・児童館で実施している子育てひろば事業を充実し、多様なニーズを抱える利用者に幅広く応えていけるよう、市民団体などの行うひろばについても広く情報発信していくことによって、利用者が多くの選択肢の中から自分の望むサービスを選択しやすいような環境を整備していきます。

また、親たちが自分たちで交流の場を広げていけるように、子育てサークルや団体などの活動にも支援を行い、孤立を予防するとともに、子育てしやすい環境づくりを推進していきます。

相談できる場については、さまざまな機会を想定し、子育て中の親同士や子育て経験者、専門家など、相談の内容に応じた多様な人材による相談の場づくりを進めます。 また、行政だけではなく、市民団体が行う相談事業も含め、利用者が的確な相談先へと導かれるよう、連携体制を強化していきます。

子育て中の親にとって、必要な情報を必要なときに入手できることが大切です。情報化が進み大量の情報があふれている中で、適切な情報であり、かつ、自分が必要とする情報を、速やかに得ることができるよう、行政や市民団体の各部署にわたる、さまざまな子育で情報を一体的に提供する仕組みづくりや、市民に有効に活用される情報提供の仕組みを検討します。

#### 具体的な施策・事業 ◎

- ◎1 子育ての仲間づくり、子育てNPO・グループ等の支援の充実 (保育課、児童青少年課、子ども家庭支援センター、 協働コミュニティ課、社会福祉協議会)
- ◎2 子ども総合支援センターにおける子育てグループの活動場所の充実と活動の推進 (子ども家庭支援センター)
- ■3 子育てひろば事業の充実

(保育課、児童青少年課、子ども家庭支援センター)

- 4 保育園園庭開放の推進(保育課)
- ■5 幼稚園、保育園における子育てに関する学習の機会の推進 (健康課、子育て支援課、保育課)
- ■6 育児・子育て相談事業の充実

(健康課、保育課、児童青少年課、子ども家庭支援センター)

■7 相談に関する情報提供の充実

(健康課、保育課、子ども家庭支援センター)

◎8 子育て相談担当者の研修事業の充実

(健康課、保育課、子ども家庭支援センター)

■9 子育て家庭への情報提供の充実

(秘書広報課、子育て支援課、保育課)

■10 外国語による広報活動の充実

(文化振興課)

■11 救急医療情報提供の充実

(健康課)

■12 子育てハンドブックの充実、子育て施設・遊び場マップ等の検討 (子育て支援課)

# 基本方針4

# 市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援

# 4-1 教育・保育及び子育て支援の充実

平成 27 年度から開始された子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て関連3法に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業」の提供と保育の量的拡大による待機児童の解消を、基礎自治体が実施主体となって計画的に推進することとしています。

本市には、<u>令和元年4月現在、公立保育園 17 園、私立保育園 21 園、私立幼稚園 13 園、さらに認証保育所が 11 園、このほか小規模保育や家庭的保育等で多様な教育・保育事業を展開しています。</u>また、すべての保育園では、集団保育が可能と判断された場合に、障害のある子どもの受け入れを行うとともに、ひとり親家庭の子どもの優先入所に配慮しており、また、学校では外国籍や帰国児童・生徒に対し日本語指導の充実を行うなど、生まれ育つ環境にかかわらず、本市に暮らすすべての子どもたちが希望する教育・保育事業等を利用できる環境づくりを進めています。

平成30年度(2018年度)に実施したアンケート調査によると、就学前児童保護者では、 教育・保育事業を利用している人は5年前よりも増加しています。また、就労している母親 は増加傾向にあります。一方で、児童人口は、令和2年度にピークを迎える推計となってい るため、今後5年の間に教育・保育事業、そして子育て支援事業の需要がピークを迎え、以 降、ほぼ同じ水準で移行していくことが見込まれます。

現在、本市には保育園等への入所を希望しているにもかかわらず、入所できていない状態の児童が恒常的に生じている状況です。就労意向の増大や就労形態、生活スタイルが多様化し、保育ニーズが拡大するなかで、利用者の視点に立ったきめ細やかなサービスの供給・確保はもとより、それらの支援等を必要とする人が、適切にサービス等を利用できるよう、周知や啓発を行っていくことも必要となっています。

今後、幼稚園は、就労の有無にかかわらず、多様な子育て家庭を受け入れやすい教育施設 となることが期待されています。

また、市としては、就労の有無にかかわらず、家庭で子育てしている人への支援も、充実 させることが求められます。

#### 4-1-1 子どもと家庭の支援

#### 今後の取組

行政の各部署が、横断的に連携し、子育ちと子育てを切れ目なく支援します。

就労する親とその子どもへの支援として、保育所や学童クラブの充実を図るとともに、子どもを育てるすべての親と子どもたちを支援する拠点となる「子ども総合支援センター」のもと、保育機関・児童館・教育機関・地域の民生児童委員が連携して相談などを受け、支援していきます。

さらに、市のサービスについては、市の子育て支援の総合窓口から各業務の担当部署の窓口へとつなげて対応するとともに、より専門的な相談については、各課窓口や「子ども家庭支援センターのどか」から保健所や児童相談所へと、つないでいきます。

「子ども家庭支援センターのどか」や保健所・児童相談所などの関係機関が連携することにより、専門的かつ多面的な解決策を提示し、相談者が施設から出て地域の中で生活をしていくことができる力を培うことができるように支援し、地域における生活を支援します。

このような関係機関や地域との連携を強化するとともに、市や子育て団体・サークルの実施するサービスに関する情報を提供し、利用者のニーズに応じたサービスをマッチングする仕組みとして、「利用者支援」を行います(詳細は、第6章第4節(1)に記載します。)。

ここ(4-1-1)では、主に中学生までの子どもとその家庭の支援を対象に、就学前の児童については「地域子育て支援センター」を拠点とする5つのブロック(区域)を基本としつつ、小学生については小学校区、中学生については中学校区を核とした地域における連携を図ります。

行政や地域の連携により子どもたちと子育て家庭を支えるとともに、子どもたちが 安全に通学することなどができるよう、通学路の安全対策などを進めます。

また、親たちの多様なライフスタイルを支え、子どもたちの居場所を確保するため、幼稚園などの教育施設、保育施設、放課後児童健全育成事業などの地域子ども・子育て支援事業について、質の向上に努めながら、量の充実を図っていきます(詳細は、第6章に記載します。)。

小・中学生の子どもたちについては、西東京市教育計画において、学習を通じて子育ちや子育てを支援する施策が展開されています。子どもたちをよりよい生活者として育てるために学校教育の中でも、消費者教育、環境教育、情報モラル教育などの教育を進めていきます。

#### 具体的な施策・事業 ◎

◎1 子ども総合支援センターの連携機能の充実

(健康課、保育課、子ども家庭支援センター)

■2 夜間養護等(トワイライトステイ)事業の検討

(子ども家庭支援センター)

■3 休日保育・駅前保育の検討

(保育課)

■4 ホームヘルパー派遣事業の推進

(子育て支援課、社会福祉協議会)

■5 子どもの医療費の負担軽減

(子育て支援課)

- ■6 児童手当の実施 (子育て支援課)
- ■7 通学路、通園路の安全確保の充実

(道路管理課、教育企画課)

- ■8 親子施設見学会の検討(子育て支援課)
- ■9 子どものための消費者教育の推進

(協働コミュニティ課、教育指導課)

- ■10 環境教育の推進 (環境保全課、教育指導課)
- ■11 情報モラル教育の充実

(教育指導課)

- ■12 交通安全教育の推進 (教育指導課)
- ■13 国際理解教育の推進 (文化振興課、教育指導課)
- ■14 幼・保・小・中学校の交流・連携の推進

(子育て支援課、保育課、子ども家庭支援センター、 教育支援課)

■15 図書館、学校図書館のネットワーク化の推進

(教育指導課、図書館)

# 4-1-2 障害のある子どもを育てる家庭の支援

#### 今後の取組

障害のある子ども、あるいは、障害の可能性がある子どもを育てる家庭に対して、 ノーマライゼーションを基本として、地域の中で障害の有無にかかわらず、一緒に育 ち・育てる視点から、施策を進めます。

また、子ども一人ひとりの特性や障害の程度に応じて必要な療育が必要な時に受けられる体制を整備するとともに、保健・医療・福祉・教育の連携により、ライフステージを通じて、切れ目なく支援を受けられる体制の整備を進めていきます。

療育を必要とする子どもたちについては、療育段階における施設等の待機児童が出ることのないよう、児童発達支援センター機能の導入の検討を進め、受入施設の充実に努めます。

障害のある未就学児については、保育所での障害児保育の充実や、幼稚園への入園・ 入園後の支援を検討します。

障害のある小学生の放課後の居場所については、学童クラブなどで、おとなの目が届く居場所を確保します。また、放課後や休日に充実した時間を持てるよう、放課後等デイサービス等のサービス事業所を運営する民間法人の誘致を進めます。

障害のある子どもを持つ家庭への支援としては、親への負担軽減としてホームヘルパーの派遣や短期入所事業を推進するとともに、メンタルケアを含めた支援の検討を進めていきます。

また、障害の発見からその後の支援機関へ切れ目なく継続してかかわっていくため、 障害福祉課と健康課、幼稚園・保育園、こどもの発達センターひいらぎ、教育支援課 等の関係機関の連携を強化していきます。

小学校への就学前後については、切れ目のない支援が受けられるよう、保育園へ専門家を派遣して早期対応を行うとともに、すべての未就学児に就学支援シートを配布し、支援に必要な情報を関係機関が共有することにより継続的な支援の実施を図ります。特に、個別の支援を要する子どもについては、就学支援シートを積極的に活用してもらえるよう、親へ周知していきます。小学校入学後は、教育支援ツールに就学支援シートを組み込むことにより、校内支援に役立てます。

#### 具体的な施策・事業

- 1 相談から、フォローアップまでを行う事業の展開 (健康課、子ども家庭支援センター)
- 2 障害のある学齢児の療育・リハビリ機能の充実 (子ども家庭支援センター)
- ■3 障害のある子どもの療育・教育相談事業の推進 (障害福祉課、子ども家庭支援センター、教育支援課)
- 4 障害児保育の充実(入所型と通所型の障害児保育の充実と推進) (保育課、児童青少年課)
- ■5 障害児の幼稚園入園に対する支援の推進 (子育て支援課)
- 6 障害児の放課後等の居場所の充実 (障害福祉課、子育て支援課、児童青少年課)
- ■7 障害児のいる家庭へのホームヘルパー派遣事業の推進 (子育て支援課)
- ■8 施設緊急一時保護事業の実施

(障害福祉課)

- ■9 障害児を育てる親のレスパイトケア機能の実施 (障害福祉課)
- ■10 特別支援教育の充実 (教育企画課、教育支援課)
- ■11 特別支援学校の充実及び市外にある特別支援学校への通学者に対する取組の充実 (関係各課)
- ■12 障害者、異年齢世代との交流事業の推進 (障害福祉課、保育課、児童青少年課、子ども家庭支援センター)
- ■13 障害児がいる世帯への手当(児童育成手当(障害手当)・特別児童扶養手当)の充実 (子育て支援課)

#### 4-1-3 多様な文化的背景(多文化)を持つ子どもと子育て家庭の支援

#### 今後の取組

国際化が進展する中で、子どもや親が、異なる文化圏で長く生活していた経験から、 転入した際、文化や生活習慣などの違いから支援が必要となる例が増えています。

そのため、多文化を持つ人々と、地域の人々とが、お互いの文化を理解して共存できるような社会の実現が必要です。

多文化を持つ子どもや子育て家庭が、地域の文化や本市のサービスを理解し、また、子どもや親が自分の持つ価値観に基づいて、地域の子育て家庭と交流し合い、市の必要なサービスを選択することで、充実した環境の中で暮らしていくことができるよう支援を推進します。

具体的には、多文化を持つ子どもと親が、自らの意思や考えを表現し、十分な意思 疎通ができるよう、子どもに対しては個別の学習指導や日本語指導などの施策を充実 するとともに、親に対しては子育で情報や文化芸術情報などの多言語を用いたホーム ページや各種ポスター、チラシ等の多様な媒体による情報提供の方法について検討し ていきます。

また、市におけるすべての子育ち・子育て支援について、多文化を持つ子どもと家庭を日ごろから意識しながら、進めていきます。

さらに、多文化を持つ子どもと家庭と、地域の子育て家庭とが、お互いの文化や生活習慣などを尊重し合いながら、地域で自分らしく暮らすことができるよう、多文化を持つ子どもと親が交流できる場の充実や、地域の子育て家庭と共存できる環境づくりを進めます。

#### 具体的な施策・事業◎

基本方針での現状・課題から、展開する施策 事業を検討し記載します。

- 1 外国語を母語とする児童・生徒への日本語指導の充実 (教育指導課)
- 2 外国語を母語とする児童・生徒へ個別に指導できる指導者の確保 (教育指導課)
- ■3 外国語パンフレットなどによる情報提供の充実 (子育て支援課、文化振興課、学校運営課)
- ■4 外国語本の整備の推進(図書館)
- ■5 外国語の翻訳サービス機能の充実 (文化振興課)
- 6 多文化を持つ子育て家庭の社会参加の促進 (文化振興課)

#### 4-1-4 ひとり親家庭の支援

#### 今後の取組

ひとり親家庭は、子育てと仕事をひとりで担い、負担や悩みを多く抱えがちです。 子どもは、親との死別・離別などの事情により、精神的に不安定な状況になりがちです。ひとり親家庭とその子どもたちが、自立して、地域の中で安心して生活することができるよう支援していきます。

具体的には、ひとり親家庭の母親・父親が抱える様々な悩みや問題の解決を図るため、母子・父子自立支援員が、相談者の話をじっくりと聴き、その方に合った助言を行い、必要に応じて関係行政機関の各部署や支援団体と連携し、地域での生活を総合的に支援します。

また、ひとり親家庭の母親・父親が、経済的に自立し、安定した生活環境・子育て環境を持つことができるよう、母子・父子自立支援プログラム策定員が福祉事務所やハローワークと連携し、就労相談や情報提供などを行うとともに、資格の取得を促進する母子・父子自立支援給付金の活用を図り、自立を支援します。

さらに、さまざまな理由や事情により、貧困の状況にあるひとり親家庭の子どもへ の支援策について検討していきます。

#### 具体的な施策・事業◎

\_ 基本方針での現状・課題から、展開する施策・ 事業を検討し記載します。

- 1 母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進 (子育て支援課)
- 2 ひとり親家庭へのホームヘルパー派遣事業の推進 (子育て支援課、社会福祉協議会)
- ■3 母子・父子家庭自立支援給付金支給事業の推進 (子育て支援課)
- ■4 母子保護の実施 (子育て支援課)
- ■5 ひとり親家庭等医療費助成事業の充実 (子育て支援課)
- ■6 母子・父子福祉資金貸付事業の充実 (子育て支援課)
- ■7 児童扶養手当・児童育成手当(育成手当)の充実 (子育て支援課)

# 4-2 保健・医療

母子保健は、健やかな子どもの成長、家庭における子育てが円滑にすすむための出発点を 支援する役割の一つを担っています。

その中で、妊娠・出産期の適切な健康管理、安定した心身の状態で過ごせているかは、その後の家庭での子育てに影響が大きく、重要な課題ととらえています。

近年は、社会情勢や個々の価値観の変化、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化、 一方ではメディアやインターネットによる情報の氾濫などにより、子育ては孤立化しやすく、 相談もできないまま情報に振り回され不安なまま育児をしていることも多くなっています。

本市では、妊娠届出時の保健師等の面接相談、妊産婦や新生児への家庭訪問や電話相談などを行っており、子育てや、子どもの発育発達への不安、養育困難が生じている母親(保護者)への相談を行っていますが、年々、心身に不調を有していたり、育児に不安や課題を抱える母親は増加してきており、子どもと家庭を取り巻く健康課題は複雑に、かつ多岐に渡っています。

このような状況で子育てをする場合、乳幼児期だけではなく、就学以降も、成長に伴って 生じる様々な発育発達課題への対応に苦慮する場合も多く、親支援として、妊娠期から青年 期までの長期にわたって、子どもの成長、親・家庭を支えるシステムが不可欠になってきて います。

平成30年度(2018年度)に実施したアンケート調査によると、安心して子育てができ、子どもがすこやかに育つために必要と思う支援策について、「妊娠・出産に対する支援」(約13%)、「母親・乳児の健康に対する安心」(11%)の回答がみられます。また、自由回答のなかでも、健診の受けやすさの向上などが挙げられており、母子保健や親子の健康に関する要望は、時代や個々の状況に左右されない普遍的なものであると考えられます。

子どもが健やかに成長し、生涯を通じて健康に過ごすためには、出産前からの支援と出産後の早期からの相談や健診の充実など、妊産婦や子育て中の親を切れ目なく継続的に見守り、支える環境を整備することが必要です。また、関係機関との連携のもと、子どもとその家庭が安心して医療や健康支援が受けられる体制の強化も引き続き行っていくことが求められています。

#### 4-2: 今後の取組

市内に住むすべての乳幼児が対象となる集団健診の機会を活用し、健康教育・相談、 情報提供に努めます。

また、虐待を予防し、親自身によりそって、その人らしい子育てを行うことができるように、保健師などの家庭訪問活動を積極的に進めます。

支援を必要とする子どもや家庭に対して、妊娠期や乳幼児期から早期に状況を把握 し、必要な支援を切れ目なく行うため、行政各部署や関係施設との連携を密にしてい くとともに、親に対して子どもの育ちに応じた支援の情報を提供していきます。

予防接種については、接種の記録・管理が煩雑でしたが、複雑な接種スケジュール を自動で生成し、管理できる専用サイト「ワクチンマネージャー」を導入しました。 今後は、接種率の向上に向け、この専用サイトの周知と普及に努めます。

今後も、妊娠期から出産後のケアについては、妊婦健診事業と乳児家庭全戸訪問事業を基盤に、関係機関との連携により切れ目なく支援していきます。

施策の実施にあたっては、西東京市健康づくり推進プランとの整合性を図りながら、 母子保健事業を統一的に実施できるよう、連携の仕組みを構築していきます。

#### 具体的な施策・事業◎

基本方針での現状・課題から、展開する施策・ 事業を検討し記載します。

- 1 訪問型相談の充実 (健康課、子ども家庭支援センター)
- ■2 母子保健と保育の連携強化 (健康課、保育課、子ども家庭支援センター)
- ■3 母子健康手帳交付及び乳幼児健診の活用による母子保健の推進

(健康課)

■4 予防接種についての普及啓発の充実

(健康課)

- ■5 かかりつけ医の推進 (健康課)
- ■6 かかりつけ歯科医の推進 (健康課、学校運営課)
- 7 小児救急医療体制の充実 (健康課)
- ■8 産科のある医療機関とのネットワークの充実

(健康課)

■9 保健所との連携強化による母子保健サービスの推進

(健康課)

- ■10 アレルギー相談の実施 (健康課)
- ■11 心身の思春期相談事業実施の検討

(健康課、子ども家庭支援センター)

# 4-3 災害への対応を想定した環境づくり

平成23年3月に発生した東日本大震災<u>から</u>、防災や減災、災害時体制及び災害復興など、 市民生活のあらゆる角度から、その対応等の見直しを求めることとなり、<u>救援物資や避難所</u> 運営をはじめ、災害対応に男女共同参画や女性の視点が必要であることが明らかにされてい ます。

我が国では、首都直下型地震や南海トラフ地震の発生が危惧されているほか、近年のヒートアイランド現象等を起因とする集中豪雨、地球温暖化の影響も指摘される観測史を塗り替えるほどの台風の頻発化もあり、これらによる浸水被害等への配慮も求められている状況です。

本市では市民の生命や財産を守るため、防災基盤の整備や地域防災力の向上を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進しており、「地域防災計画」の中では、子育てにかかる分野として、災害時における福祉避難施設の設置や女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営体制の確保について定めている<u>ほか、子どもに対して防災教育の推進などを規定していま</u>す。

発生予測困難な災害に対しても落ち着いて対応ができるよう、平常時からの備え等について子育て家庭への啓発や情報提供を推進するとともに、非常時には子どもや子育て家庭のニーズを踏まえた対応が図れるよう、庁内関連部署のみならず、各種関係機関との連携体制をさらに強化していくことが必要です。

#### 4-3:今後の取組

子どもの人権が災害時・復興時にも守られるよう、災害時には子どもの命を守り、 復興時には子どもの最善の利益が尊重される教育・保育を目指します。

また、災害時の被害をできる限り減少させ(減災)、復興時の復旧に向けた活動が円滑に進むよう、平常時から、子ども自身が自分の身を守り、地域や行政が連携して子どもを支援できるよう、自助・共助・公助の視点から対策を講じます。

具体的には、災害時に子ども自身が自分を守り、避難することができるよう、学校 や保育所など、日々を過ごす施設を中心として、平常時から防災訓練を含めた防災教 育を推進します。

災害時から復興時までは、継続的に子どもを守り、支援していくため、家庭では家庭内の防災会議を開いて避難先を確認したり、地域では自治会などの地域団体と情報を共有しながら子育て支援を行ったり、市では応急的な保育や教育が実施できるよう、家庭と地域と市とが、平常時から連携を強化します。

平常時からの物理的な対策としては、災害時のための食料や医療品の備蓄を、市が備えるとともに、家庭や地域での備蓄の推進を啓発します。また、家庭における家具の転倒を防止する対策を啓発するなど、減災に努めます。

こうした施策を実施・検討する際、子どもや乳幼児がいる家庭の意見を取り入れる ため、ワークショップ等の市民参加の手法を取り入れていきます。

#### 具体的な施策・事業

\_ 基本方針での現状・課題から、展開する施策・ \_ 事業を検討し記載します。

- 1 子ども自身が災害対応能力を高めるための教育の推進
  - (保育課、児童青少年課、教育指導課)
- ◎2 子どもを守るための家庭と地域と市との連携の強化
  - (危機管理室、保育課、児童青少年課、子ども家庭支援センター)
- ■3 乳幼児に特有の生活必需品の備蓄の確保
  - (危機管理室、保育課)
- ■4 子育て家庭に配慮した避難施設の運営体制の整備

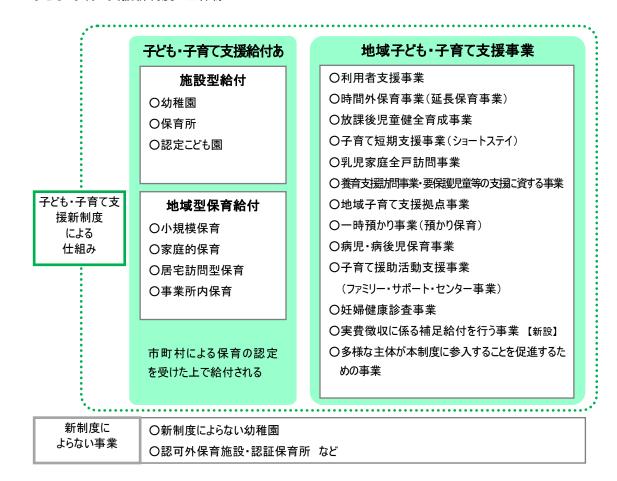
(危機管理室、協働コミュニティ課、教育企画課、学校運営課、 教育支援課、社会教育課)

# 第5章 子ども・子育て支援事業計画

# 第1節 子ども・子育て支援事業計画とは

平成27年度から、「子ども・子育て支援法」この法律による新しい子育て支援の制度(以下「新制度」といいます。)が開始されています。新制度では、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」により、子どもや子育て家庭の支援を行います。

>> 子ども・子育て支援新制度の全体像



保護者から教育・保育の利用申請があった子どもについて、市町村は、子どもの年齢や保育の必要性から、次の3区分(1号・2号・3号)に認定します。教育・保育の量の見込みは、これらの区分ごとに算出することとなっています。

#### >> 認定区分と提供施設

		1号認定	2号	·認定	3号認定
		3歳以上	3歳以上		3歳未満
対象	象となる子ども	保育の必要性なし	保育の必要性あり	保育の必要性あり	保育の必要性
		(幼児期の学校教育のみ)	(教育のニーズあり)	(教育のニーズなし)	あり
利	幼稚園				
施用設可	保育所				
設可	認定こども園				
能	地域型保育				

# 第2節 子ども・子育て支援事業計画における設定

#### 1 量の見込みと確保の内容

第6章では、子ども・子育て支援事業計画として、国の「子ども・子育て支援法」及び「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に沿い、<u>令和2年度から令和6年度までの</u>5年間における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要に係る「量の見込み」と、これに対応した供給を行うための「確保の内容」と「実施時期」を定めます。

「量の見込み」の算出は、保護者の就労希望、実際の利用状況、潜在的な利用希望も加えた需要を、平成30年11月から12月にかけて実施したアンケート調査の結果を国の手引書により計算し、さらに本市独自の設問への回答や、これまでの事業利用実績を考慮して行いました。

## 2 教育・保育の提供区域

国の基本指針では、上記の「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、各自 治体において「教育・保育の提供区域(以下「提供区域」という。)」を定めることとなって います。この提供区域の設定に際しては、保護者や子どもが居宅から容易に移動して施設等 を利用することができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保 育の施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案することとされています。提供区域は、地 域子ども・子育て支援事業にも共通の区域設定とすることが基本とされています。

本市は、鉄道やバスによる交通網が発達しており、平坦で海岸部や山間部がなく自転車等での市内の移動も比較的容易で、幼稚園・保育所も市内全域に配置されており、地域ごとに大きな偏在がないことから、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて、市域全体を1つの提供区域として設定しています。

なお、市域全体を1つの提供区域としますが、大きな需要が新しく発生した場合や、著しい利用状況の変化が起こった場合は、各地域の課題に応じて施設整備を検討する等の適正な対応を図ることとします。

# 第3節 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

新制度による教育・保育については、施設型給付の対象となる施設と、地域型保育給付の対象となる施設とがあります。一方で、幼稚園については、これらの給付によらず、従来どおりの私学助成による運営も可能となっています。

ここでは、本市に在住する子どもの教育・保育の需要と、その供給(提供体制、確保の内容等の確保方策)について、定めます。

#### 【施設型給付の対象となる施設】

• 幼 稚 園:幼児期の学校教育を行う施設

・保 育 所:利用定員が 20 人以上で、保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことを目的とした児童福祉施設

・ 認定こども園: 幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設

#### 【地域型保育給付の対象となる施設】

・小 規 模 保 育:3歳未満の子どもを対象とし、利用定員6人以上 19 人以下で、施設 において保育を行う事業

・家庭的保育:3歳未満の子どもを対象とし、利用定員5人以下で、家庭的保育者(保育ママ)の居宅などにおいて保育を行う事業

・居宅訪問型保育: 3歳未満の子どもを対象とし、1対1で、保育を必要とする子どもの 居宅において保育を行う事業

・事業所内保育: 3歳未満の子どもを対象とし、会社等の事業所の施設において、従業員の子どもと、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

#### 【教育・保育の量の見込みと確保の内容】

教育・保育の量の見込み(潜在的な需要を含むニーズです。)及び その確保方策は、次ページのとおりです。

なお、確保方策の実施にあたっては、補助制度や保育料などの見直しを図ることによる 財源の確保を前提として、財政の見通しを踏まえ、取り組みを進めます。

#### >> 教育・保育の量の見込み及び確保の内容

単位:人

					令和2年	<del></del>			4	令和3年原	<del></del>	
			1号	2号	2 号	3		1号	2号	2 号	3	号
			3-5 歳 教育	3-5 歳 教育	3-5 歳 保育	0歳保育	1-2 歳 保育	3-5 歳 教育	3-5 歳 教育	3-5 歳 保育	0 歳 保育	1-2 歳 保育
①量	の見込		1,910	2,8 624	365 2,241	431	1,797	1,858	2,9 669	963 2,284	432	1,775
		用定員総数)	2,5	534	2,241	2,2	228	2,5	27	2,284	2,:	207
	総	数内訳	2,5	534	2,241	2,0	)17	2,5	27	2,284	2,:	207
	小	計				415	1.602				432	1,775
		②特定教育·保 <b>裔</b> 数 施設 (定員数)			2,186	1,4	101					511
	内	詳細				265	1,136				295	1,216
確保の内容	訳	③小規模保育·家庭 的保育(定員数)					59					59
内容		詳細 ④認証保育所等			 55	99 24	260 42			7	99 3	260 22
		(定員数) 詳細				51	191				38	284
		⑤企業主導型保育の 地域枠			0		5			0		5
		詳細				0	15				0	15
		⑥現行の幼稚園 (確保数)	2,5	534				2,5	27			
【参考値】 現行の幼稚園 (受入可能数)		3,5	i33				3,5	33				
				令和4年	度			4	令和5年原	度		
			1号	2号	2号	3	号	1号	2 号	2 号	3	号
			3−5 歳 教育	3−5 歳 教育	3−5 歳 保育	0 歳 保育	1−2 歳 保育	3−5 歳 教育	3-5 歳 教育	3−5 歳 保育	0 歳 保育	1-2 歳 保育
(1)量	の見込	<i>ب</i>	1,763	2,9 581	969 2,388	429	1,776	1,729	2,9 529	957 2,428	423	1,762
		用定員総数)	2,3	344	2,388	2,2	205	2,2	:58	2,428	2,	185
	総	数 総数	2,3	344	2,388	2,2	205	2,2	:58	2,428	2,	185
	小	計				429	1,176				423	1,762
		②特定教育·保育 施設 (定員数)					51			2,379		151
	内	二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十				295	1,216				295	1,216
確保の内容	訳	③小規模保育・家庭 的保育(定員数)					09					09
内容		詳細 ④認証保育所等				105	304				105	304
		(定員数)		<b></b>	49 	29	70 241			49 	23	50 227
		5企業主導型保育の 地域枠			0		5			0		5
		詳細				0	15				0	15
		⑤現行の幼稚園 (確保数)	2,3	344				2,2	58			
	き値】 行の約	力稚園 (受入可能数)	3,5	i33				3,5	33			

(次のページへ続きます)

				4	令和6年	<b>支</b>	
			1号	2 号	2 号	3 ·	号
			3−5 歳 教育	3−5 歳 教育	3−5 歳 保育	0 歳 保育	1-2 歳 保育
			1,706	2,8	391	419	1,686
①量(	の見込	み	1,700	438	2,453	413	1,000
(业	多利用	用定員総数) 内訳	2,1	44	2,453	2,1	05
	総 数 総数		2,1	44	2,453	2,1	60
	小	H				423	1,737
		②特定教育·保育 施設 (定員数)			2,379	1,5	511
	内	詳細				295	1,216
確保の内容	訳	③小規模保育·家庭 的保育 (定員数)				40	09
の内		詳細				105	304
容		④認証保育所等 (定員数)			74	22	25
		詳細				23	202
		⑤企業主導型保育の 地域枠			0	1	5
		詳細				0	15
		⑤現行の幼稚園 (確保数)	2,1	44			
【参考		稚園 (受入可能数)	3,5	i33			

#### 表の注釈:

①量の見込み : 国の算出式を参考に、本市の実績等から推計を行っています。女性就業率については、本市の女性就業率の実績から将来の推移を予測し、保育ニーズ率の伸び率に反映して算出しています。

②特定教育・保育施設(定員数): 現状では認可保育所のことです。将来的に、認定こども園や新制度による幼稚園があれば、ここに記載することとなります。なお、定員数には、弾力化による人数を含まない人

数を表示しています。

③小規模保育・家庭的保育(定員数):小規模保育又は家庭的保育で確保する人数です。

④認証保育所等(定員数): 現在の家庭的保育・定期的利用保育・認証保育所が、認可保育所及び地域型保育事業

の小規模保育・家庭的保育へ移行することを見込んで、設定しています。

⑤現行の幼稚園(確保数):確保数は、各年度の量の見込みに対応した人数です。受入人数は、量の見込みにかかわらず、

【参考値】の人数まで可能です。

【参考値】 現行の幼稚園(受入可能数): 現時点における幼稚園の認可定員数で、受入れ可能な最大人数です。

前頁の表に示した量の見込みに対しては、2号・3号認定(0歳から5歳まで)に係る保育について認可保育所の新設により対応しつつ 待機児童が最も多い3号認定(0歳から2歳児)について地域型保育事 実施の方針入る して整備をすすめ、教育(幼稚園)の希望が強い2号記述により、にある。

教育・保育施設の確保については、民間の教育・保育提供事業者の協力が不可欠となります。市は、今後、教育・保育提供事業者の意向を尊重しつつ、協議・調整の上、子どもにとって最善の利益を実現できるよう、既存の教育・保育施設の最大限の活用や新規施設の設置を、進めていきます。

これらの量の拡大を行う際、次の施策・事業を実施することにより、質を担保していきます。

- ① 教育の質の確保に資するため、幼稚園に通園する保護者への支援と、教育施設の事業者への支援を、引き続き実施します。
  - \*保護者への就園奨励費の継続
  - \* 私立幼稚園への助成の継続
- ② 教育施設における一時預かり・預かり保育の拡充を図るため、補助金等の支援を検討し、国や東京都に要望していきます。
  - \*一時預かり・預かり保育を拡充するための補助金等支援の検討
- ③ 待機児童を解消するため、伊奈氏や地域刑児奈恵業の整備を進めるとともに、認証保育所の事業者及び保護者 質の担保につき、実施の方針入る 正保育所制度の継続を東京都に要望していきます。
  - \*認証保育所の事業者及び保護者への支援継続の検討
- ④ 子どもの発達を切れ目なく支援するため、2歳で卒園し、3歳から新たな教育・保育施設に通うことになる子どもたちが円滑に移行できるよう、地域における教育・保育施設と地域型保育事業者との連携を図り、地域子育て支援推進員の派遣、幼稚園教諭と保育十の合同研修会の開催等を検討します。
  - \*保育・地域支援の質の確保と向上
  - \*連携施設の確保
- ⑤ 市内で新規に保育所を開設した事業者に対して、市の設備・運営に関する指針を示す とともに、その保育所に雇用される保育士・保育従事者への研修を実施し、保育の質の 確保を図ります。
- ⑥ 保護者の就労状況にかかわらず子どもを受け入れることができるよう、既存の教育・保育施設の最大限の活用を図るとともに、幼稚園の意向を踏まえた上で、預かり保育の充実による認定こども園の整備に向けた基盤づくりを進め、国や東京都の制度の動向に留意しながら、認定こども園の普及を図ります。

# 第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

## 1 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用する ことができるよう、利用希望者に情報提供し、必要に応じて相談や助言を行うとともに、関 係機関との連絡調整などを行う事業です。

- 【特定型】市役所田無庁舎に総合窓口を設置し、地域子育て支援推進員を配置することにより実施していきます。
- 【基本型・利用者支援】地域子育て支援センターにおいて、子育て家庭等から日常的に相談 を受けるとともに、子育てに関する情報提供等を行います。
- 【母子保健型】保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な相談に応じ、 母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定 などを行います。

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度				
基本型·特定型	基本型・特定型・母子保健型									
	特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所				
量の見込み	基本型	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所				
	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所				
	特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所				
確保の内容	基本型	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所				
	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所				

## 2 時間外保育事業 (延長保育事業)

保護者の就労形態の多様化、通勤事情等などに対応するため、保育所に在園する子どもについて、通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。

保育所において延長保育を実施し、量の見込みに対応する提供体制を確保していきます。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	1,740 人	1,820 人	1,870 人	1,890 人	1,890 人
確保の内容	1,740 人	1,820 人	1,870 人	1,890 人	1,890 人

【参考值: 平成 30 年度実績 1,621 人】

#### 3 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業(学童クラブ事業)は、小学生のうち、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に、児童館や学校の余裕教室、専門施設で、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る事業です。現在、35 か所の施設において実施しています。

一方、保護者の就労にかかわらず利用できる「放課後子供教室」は、地域の方々の参画を得て、子どもたちに様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する事業です。現在、遊び場開放は全小学校で、学習活動の機会提供(学習支援、体験活動)は 10 校で実施しています。

今後も、地域のニーズに合わせて学童クラブの充実を図るとともに、児童館・児童センターの活用や放課後子供教室との連携により放課後の居場所づくりを進めて、量の見込みに対応する提供体制を確保します。また、提供体制の確保にあたっては、各事業の運営方法などを十分検証・検討し、適切な居場所づくりの充実に努めます。

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	1年生	740 人	795 人	850 人	875 人	915 人
	2年生	600 人	625 人	675 人	715 人	740 人
	3年生	470 人	455 人	475 人	510 人	545 人
	4年生	325 人	295 人	285 人	300 人	320 人
皇の目に 7。	5年生	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
量の見込み	6年生	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
	総 数	2,145 人	2,180 人	2,295 人	2,410 人	2,530 人
	5年生	110 人	110人	105 人	100 人	105 人
	6年生	60 人	60 人	60 人	60 人	55 人
	総 数	170 人	170 人	165 人	160 人	160 人
	学童クラブ	2,210 人	2,270 人	2,330 人	2,400 人	2,475 人
確保の内容	その他の事業 (放課後子供教室)	175 人	185 人	195 人	205 人	215 人
	総 数	2,385 人	2,455 人	2,525 人	2,605 人	2,690 人

【参考値: 平成 30 年度 学童クラブ実績 2,296 人】

# 4 子育て短期支援事業 (ショートステイ)

保護者が病気や介護などの理由により、家庭での養育が一時的に困難となった場合、児童養護施設で、子どもの保護を行う事業です。

本市では、市内にある児童養護施設に委託して、実施しています。今後も、引き続き同様の提供体制を確保します。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	150 人日	145 人日	140 人日	135 人日	135 人日
確保の内容	150 人日	145 人日	140 人日	135 人日	135 人日

【参考值:平成30年度実績117人日】

# 5 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる全ての家庭が安心して子育てを始められるように、保健師、助産師が訪問し、 子育て支援に関する情報提供や保健指導を行います。

現在実施している職員体制で、今後も現状の提供体制を確保します。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	1,440 人	1,430 人	1,410 人	1,390 人	1,380 人
確保の内容	1,440 人	1,430 人	1,410 人	1,390 人	1,380 人

【参考值: 平成 30 年度実績 1,450 人】

#### 6 養育支援訪問事業・要保護児童等の支援に資する事業

児童虐待防止や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要とされる家庭を対象に、 保健師等が訪問し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援や相談支援を 行います。

また、妊娠期から出産期までの間における過度な不安や悩みが生じる時期において、特に 自ら支援を求めていくことが困難な家庭に対して、予防的な子育て支援を目的に産前産後の 支援を行います。

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性及び連携の強化等を行います。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	93 人	92 人	91 人	90 人	88 人
確保の内容	93 人	92 人	91 人	90 人	88 人

【参考值:平成30年度実績57人】

### 7 地域子育て支援拠点事業

地域子育で支援センター5か所、児童館11か所、子育で広場2か所で、子育での相談や情報提供に応じたり、子育で中の親子の交流、遊び場の提供などを通じて子育でを支援する事業です。

今後は、事業を実施する各施設の特性や利用実態、配置バランス等の検証を踏まえ、将来 的な運営体制や適正配置について検討していきます。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	95,770 人日	93,860 人日	93,720 人日	92,760 人日	89,830 人日
確保の内容	95,770 人日	93,860 人日	93,720 人日	92,760 人日	89,830 人日
確保の方策(実施施設)	18 か所				

【参考値: 平成30年度実績99,027人日・18か所】

## 8 一時預かり事業 (預かり保育)

保護者が仕事、疾病、用事等の理由により、家庭において保育することが一時的に困難となった乳幼児を、幼稚園や保育所などにおいて一時的な預かりを行う事業です。

①幼稚園(1号・2号)の一時預かり事業について

保育時間及び長期休暇中の事業拡充を図るため、幼稚園に対する補助金等の支援を継続し、1号、2号の区分に関わらず量の見込みに対応できる提供体制を確保していきます。

#### ②その他(幼稚園以外)の一時預かり事業について

- \* 保育所における一時預かり事業・・・現在実施している保育所と新設保育所とで実施し、量の見込みに対応する提供体制を確保していきます。
- \* ファミリー・サポート・センター事業・・・サポート会員による安心・安全な提供体制が確保できるように、相互援助活動に関する連絡・調整を行います。また、サポート会員を増やすことを目指し、積極的な広報活動を行います。
- \* 一時預かり事業のさらなる拡充を図るため、民間事業者へ協力を求めることで、民間保育施設等の活用に向けた調整、検討等を行います。

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度			
幼稚園型	幼稚園型								
- 早の日に 7.	1号	20,470 人日	19,920 人日	18,890 人日	18,530 人日	18,290 人日			
量の見込み	2号	63,190 人日	61,500 人日	58,320 人日	57,200 人日	56,460 人日			
確保(	の内容	83,660 人日	81,420 人日	77,210 人日	75,730 人日	74,750 人日			
幼稚園型以外									
무の되었고	保育所 一時預かり	13,960 人日	13,410 人日	12,470 人日	12,480 人日	11,860 人日			
量の見込み	ファミリー・サポー ト・センター(未 就学児)	2,530 人日	2,470 人日	2,400 人日	2,370 人日	2,310 人日			
確保の	の内容	16,490 人日	15,880 人日	14,870 人日	14,850 人日	14,170 人日			

【参考值:平成30年度実績 幼稚園型76,966人日・幼稚園型以外16,643人日】

# 9 病児・病後児保育事業

発熱等の急な病気となった児童(病児)や病気回復期の児童(病後児)が、教育・保育施設に通えなかったり、保護者による保育ができない場合に、病院に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行います。

本市では市内にある医療機関に委託して実施しています。今後も引き続き同様の提供体制を確保します。

また、既存施設の時間延長等のサービス拡充については、子どもの心身の負担と、保護者の事情等について議論しつつ、検討していきます。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	4,390 人日	4,460 人日	4,500 人日	4,500 人日	4,500 人日
確保の内容	5,820 人日				

【参考值:平成30年度実績2,681人日】

#### 10 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

サポート会員による安心・安全な提供体制が確保できるように、相互援助活動に関する連絡・調整を行います。また、サポート会員を増やすことを目指し、積極的な広報活動を行い 量の見込みに対応する提供体制を確保していきます。

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	低学年	1,000 人日	1,010 人日	1,010 人日	990 人日	980 人日
	高学年	1,640 人日	1,650 人日	1,650 人日	1,620 人日	1,610 人日
確保の内容		2,640 人日	2,660 人日	2,660 人日	2,610 人日	2,590 人日

【参考值: 平成 30 年度 2,496 人日】

### 11 妊婦健康診査事業

妊娠している方に対して、妊婦健康診査を行います。

現在と同様に、契約医療機関で個別健診を実施し、提供体制を確保します。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	1,360 人	1,340 人	1,320 人	1,320 人	1,310 人
確保の内容	1,360 人	1,340 人	1,320 人	1,320 人	1,310 人

【参考值:平成30年度1,411人】

#### 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

<u>低所得世帯または多子世帯の子どもの保護者が教育・保育施設等に支払うべき給食の食材</u>料費及び物品の購入費等を助成する事業です。

<u>当市では、幼稚園を利用する子どものうち、対象となる人数を数値化しています。</u>

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	420 人	410 人	390 人	380 人	370 人
確保の内容	420 人	410 人	390 人	380 人	370 人

#### 13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

民間事業者など多様な事業者の能力を活用して、住民ニーズに沿った多様なサービスを提供するため、国や東京都の動向を踏まえた上で、具体的な促進事業を検討していきます。

(検討中)

## 第6章 計画策定の背景

#### 1 国・東京都の子育て政策の動向

戦後まもない昭和 22 年に児童福祉法が制定され、すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならないという理念のもと、家族制度の基本となる民法とともに、子どもの福祉増進が図られてきました。

子どもは、次の時代を担うかけがえのない宝であり、これからのまちをつくる貴重な存在です。しかしながらわが国では、少子化の進行による人口構造の不均等、労働力人口の減少、 地域社会の活力低下など、将来の深刻な状況が懸念されています。

こうした状況から、国では、平成 15 年に「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」を制定し、平成 16 年には「子ども・子育て応援プラン」を開始、さらに平成 22 年には「子ども・子育てビジョン」を閣議決定する等、少子化対策の施策を展開してきました。しかし、少子化の進行に歯止めがかかることはありませんでした。1

児童虐待については、平成 12 年に児童虐待の防止等に関する法律が制定され、児童相談所を中心にその対応が図られてきましたが、増え続ける児童虐待を防止するため、平成 23 年5月には民法・児童福祉法等の改正が行われました。さらに、平成 28 年6月の児童福祉法改正等では、社会的養育・児童虐待防止対策に係る強化が図られています。

子どもの貧困対策については、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。「子供の貧困対策に関する大綱」において、国は、法律に規定する教育の支援、生活の支援等4つの支援施策に加え、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用を視野に入れて地方公共団体の取組を支援することとしています。

令和元年9月には同法の一部を改正する法律が施行され、子どもの貧困対策に関する市町村計画の策定が努力義務となりました。東京都では、平成30年の「東京都子供・子育て支援総合計画」中間見直しで、同計画について「子どもの貧困対策法」に基づく計画としての位置付けを明確化しています。

平成 28 年6月には「改正障害者総合支援法・改正児童福祉法」が公布され、医療的ケア 児支援や障害児福祉計画が法定化されました。障害児福祉計画の基本指針では障害児の支援 サービス利用ニーズについての把握や提供体制の整備等の必要性が挙げられました。

平成 27 年度から開始された子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て関連3法に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業」の提供と保育の量的拡大による待機児童の解消を、基礎自治体が実施主体となって計画的に推進することとしています。こうした中、令和元年 10 月には、幼児教育・保育の無償化が開始され、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無償になりました。

\_

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> わが国の合計特殊出生率は増減を繰り返しつつも近年再び減少傾向にあり、平成 30 年時点で 1.42(3 年連続で減少)となっています(人口動態統計)。

#### 2 本計画の策定経緯

本市における子どもの育ちや子育てのための計画は、平成 16 年度を始期とする「西東京市子育ち・子育てワイワイプラン(西東京市子育て支援計画)」(前期 3 年間、中期は平成 19 年度からの 3 年間、後期は平成 22 年度からの 4 年間)にはじまります。

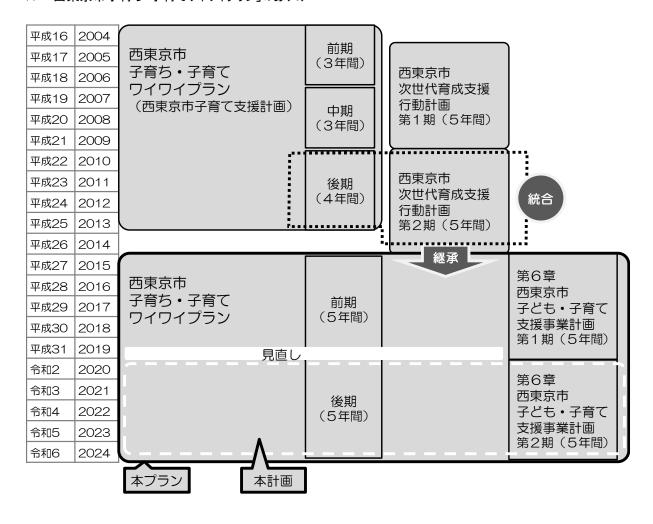
平成 22 年度を始期とする「西東京市子育ち・子育てワイワイプラン(西東京市次世代育成支援行動計画)」(後期)(以下「前回プラン」といいます。)は、平成 16 年に策定された「西東京市子育ち・子育てワイワイプラン」(西東京市子育て支援計画)と、次世代育成支援対策推進法(10 年間の時限立法)により策定を義務付けられた西東京市次世代育成支援行動計画とを統合した計画となっており、計画期間は平成 26 年度まででした。

平成27年には「西東京市子育ち・子育てワイワイプラン」(以下「本プラン」といいます。)を策定し、市民・地域・行政の協働による、子どもの育ちや子育てのために必要な環境の整備に取り組んできました。本プランは、策定が任意となった西東京市次世代育成支援行動計画における取組を継承しつつ、平成27年度開始の子ども・子育て支援新制度による「市町村子ども・子育て支援事業計画」を第6章として内包したもので、計画期間は平成27年度から令和6年度までの10か年となっています。

本プランは5年が経過した時点で見直しを行うこととなっています。本計画は、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「西東京市子育ち・子育てワイワイプラン」後期計画であり、計画期間が5か年である第6章「子ども・子育て支援事業計画」の第2期計画にもあたります。

策定にあたっては、本プランの基本理念や基本方針を原則として引き継ぎながら、より現代的な課題や国の子育て政策の動向にも対応すべく、アンケートやヒアリングを実施し、本市における子どもや子育ての現状を踏まえ、それらを「西東京市子ども子育て審議会」に議論していただいて準備を進めてきました。

#### >> 「西東京市子育ち・子育てワイワイプラン」のあゆみ



#### 3 見直しの視点

本プランは、その時々の子ども・子育てを取り巻く環境変化等に応じ、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援するための本市の指針となるものです。本計画では次の視点から見直しを行っています。

#### ①5年間の環境変化

社会経済状況の変化は、保護者の就業状況や保育サービスの利用意向などにも影響を及ぼすことが考えられます。また、子どもの貧困対策、児童虐待の防止、障害児への対応など顕在化が著しい諸問題に対して、新制度開始後にも国や東京都の政策が打ち出され、基礎自治体である市町村が担うべき役割も変化しています。本市の環境変化の一つとしては、総人口のピークが令和5年、年少人口のピークが令和2年に訪れるという予測がなされています。これら社会環境の変化が子どもや子育て家庭、地域社会に与える影響を考慮します。

#### ②基礎調査等からの市民ニーズ把握

子どもたち自身の意見や考え、生活の状況を知るための「子どもアンケート」、子育で中の保護者(就学前児童・小学生の保護者)を対象とし、教育・保育サービス等の利用状況や今後の利用希望、子育て家庭を取り巻く状況を把握するための「子育て支援ニーズ調査」を実施し、必要に応じて5年前の本プラン策定時における同様調査結果との経年変化を確認しています。また、統計的数値ではわかりにくい市民の声について、ヒアリング調査による把握に努めています。これら基礎調査等から、市民のニーズやその変化を読み取り、「今」の状況への対応を図ります。また、「子育て支援ニーズ調査」は第6章「子ども・子育て支援事業計画」の量の見込み算定に活用しています。

#### ③現取組の検証と評価

計画の見直しにあたり、これまでの取組の検証と評価を行います。また、施策の進捗や実施状況から、評価の低かった施策についての実施見直しや、実施体制の再検討を行います。

#### ④関連計画等との整合性確保

市の最上位計画である「西東京市第2次総合計画・後期基本計画」が平成31年3月に策定されています。また、5年の間に「障害児福祉計画」が策定され、「地域福祉計画」「健康づくり推進プラン」「男女平等参画推進計画」「教育計画」などの見直しも行われています。これら子ども・子育てと関連の深い計画との整合性を確保します。

#### 4 西東京市子ども条例と本プラン

本市では、今と未来を生きるすべての子どもがすこやかに育つ環境を整えるため、その理念を共有し、仕組みを整え、まち全体で子どもの育ちを支えていくことを目的として、平成30年10月1日、「西東京市子ども条例」を施行しました。

「西東京市子ども条例」では、子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進に向けた 取組を第3章に、条例に基づき子どもに関わる施策を進めていくための計画づくりを第5章 に定めています。

そのため、本プランの見直しにあたっては、子ども条例の理念に沿った確認を行うとともに、子どもにやさしいまちづくりを推進するための具体的な施策・事業<sup>1</sup>を示すことで、条例を根拠とする計画とします。

#### 西東京市子ども条例

第3章 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進

第8条 虐待の防止

第 9 条 いじめその他の権利侵害への対応

第10条 子どもの貧困の防止

第11条 健康と環境

第 12 条 子どもの居場所

第 13 条 子どもの意見表明や参加

第14条 子どもの権利の普及

第5章 子ども施策の推進と検証

第24条 推進計画

<sup>1</sup> 子ども条例の根拠の一つである子どもの権利条約第 12 条は、子どもが意見を表明する権利を定めています。 ユニセフは、この内容を「やさしさ」としたうえで、9つの基本構造からなる子どもにやさしいまちを提唱しています。

<sup>【</sup>子どもにやさしいまちを作る9つの基本構造】

<sup>1</sup> 子どもの参画:子どもの意見を聞きながら、意思決定過程に加わるように積極的参加を促すこと。

<sup>2</sup> 子どもにやさしい法的枠組み:子どもの権利を遵守するように法制度的な枠組みと手続きを保障すること。

<sup>3</sup> 都市全体に子どもの権利を保障する施策:子どもの権利条例に基づき、子どもにやさしいまちの詳細な総合計画と行動計画を定めて実施すること。

<sup>4</sup> 子どもの権利部門または調整機構:子どもたちの将来を見据えて、地方自治体の中に優先すべきことを保証する永続的仕組みを構築すること。

<sup>5</sup> 子どもへの影響評価:子どもに関わる法律や施策、そして事業について実施前、実施中そして実施後に子どもへの影響を評価する制度化された手続が保障されること。

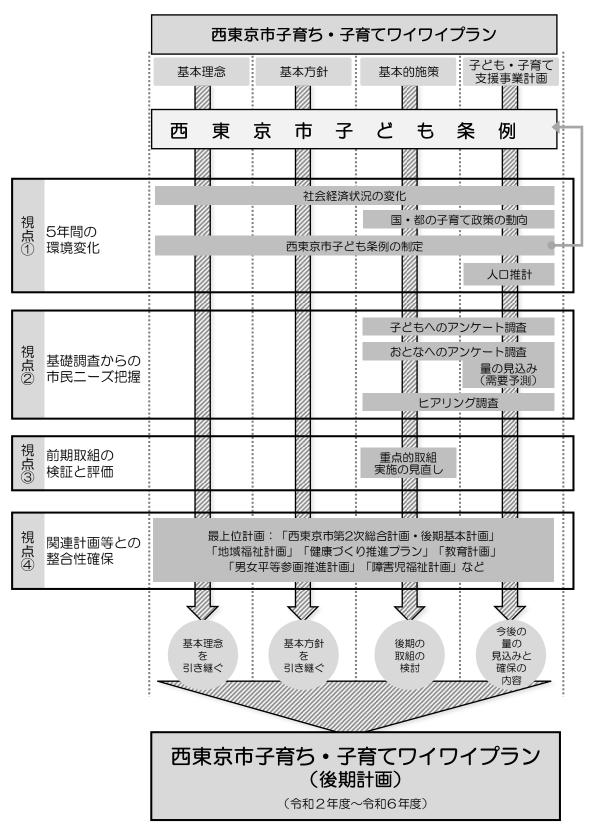
<sup>6</sup> 子どもに関する予算:子どものために適当な資源と予算が使われているかが調査されることを保障すること。

<sup>7</sup> 子どもの報告書の定期的発行:子どもたちと子どもの権利についての実情について十分なモニタリングとデータ収集が保障されること。

<sup>8</sup> 子どもの権利の広報:大人や子どもの間に子どもの権利について気付くことを保障すること。

<sup>9</sup> 子どものための独自の活動:子どものオンブズマン、子どものコミッショナーなど、子どもの権利を促進するために活動している NGO や独立した人権団体の支援をすること。

### 5 見直しの視点と関連要素



子どもにやさしいまちづくりを推進!

## 第7章 子ども・子育てを取り巻く現状

## 第1節 統計データから見る現状

#### 1 本市の位置、地勢

本市は、平成13年に田無市と保谷市が合併し、21世紀に初めて誕生する市として新しく生まれた市です。武蔵野台地のおおむね中央にあり、東京都心の西北(北緯35度44分、東経139度33分)に位置し、北は埼玉県新座市、南は武蔵野市及び小金井市、東は練馬区、西は小平市及び東久留米市に接しています。市域は、東西約4.8km、南北約5.6km、面積約15.85km²、標高は最も高いところで67mあり、一般には西から東になだらかに傾斜したほぼ平坦な地域です。

市内には、北部と南部を西武池袋線と西武新宿線が走り、5つの駅が整備されています。 さらに、新青梅街道や青梅街道をはじめとする主要幹線道路により、縦横に結ばれています。



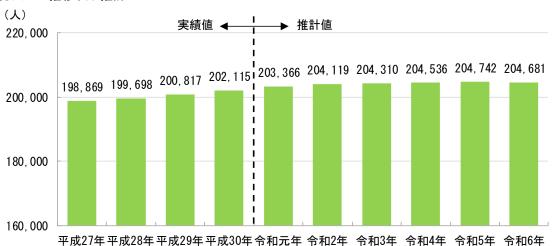
資料:

#### 2 人口の状況

本市の総人口は、平成 30 年現在 202,115 人で増加傾向を示しています。今後は、令和 5年の 204,742 人のピークまで緩やかに増加し、その後減少に転じることが見込まれています。本計画の最終年度である令和6年には 204,681 人になると予測されます。

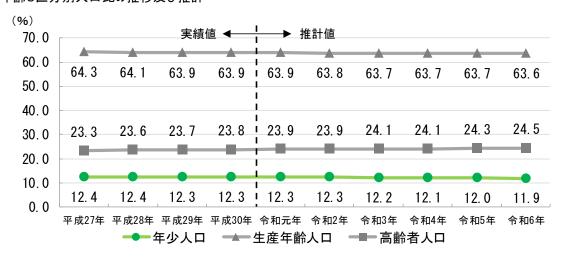
また、年齢3区分別の人口比を見ると、年少人口(0~14歳)及び生産年齢人口(15~64歳)は微減の傾向であるのに対し、高齢者人口(65歳以上)は増加しており、本市においても着実に少子・高齢化が進行していることがうかがえます。本計画の最終年度である令和6年には、おおむね4人に1人が高齢者となる見込みです。

#### >> 総人口の推移及び推計



資料:西東京市人口推計報告書(平成29年11月)をもとに時点を修正

#### >> 年齢3区分別人口比の推移及び推計



資料: 西東京市人口推計報告書(平成 29 年 11 月)をもとに時点を修正

0~17歳の児童人口は、令和2年にピークを迎え、以降、令和5年までは減少が続く見込みで、本計画の最終年度である令和6年には29,852人となる予測です。

#### >> 児童人口(0~17歳)の推移及び推計



資料: 西東京市人口推計報告書(平成29年11月)をもとに時点を修正

#### 3 出生の状況

本市の出生数は、平成 21 年に 1,463 人、平成 29 年に 1,412 人と少なくなっていますが、その他の年はおおむね 1,500 人から 1,700 人程度で推移しています。

出生率は、平成23年の8.6をピークとして、その後はおおむね減少傾向で推移しており、 平成24年以降は都の水準を下回っています。

合計特殊出生率<sup>1</sup>については、平成 21 年と平成 29 年を除き、都の水準を上回って推移しています。

#### >> 出生数及び出生率の推移



資料:東京都衛生統計

#### >>合計特殊出生率の推移

(人) 1.40 1.29 1.29 1.28 1.24 1.24 1.25 1.22 1.30 1.21 1.21 1.12 1.20 1.24 1.24 1.21 1.10 1.15 1.09 1.13 1.12 1.00 1.09 1.09 1.06 0.90 0.80 0.70 平成20年 平成21年 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年 ● 西東京市 ● 東京都

資料:東京都衛生統計

\_

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 合計特殊出生率: 15~49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

#### 4 女性の就労の状況

本市の女性の就業率(15歳以上人口に占める就業人口の割合)<sup>1</sup>は、結婚・出産期にあたる 30歳代で一旦低下し、40歳代以降再び上昇する、いわゆるM字カーブを描いています。しかし、平成 22年と平成 27年を比較すると、25歳以上の就業率が高くなり、M字カーブが緩やかになっています。

#### >> 女性の就業率の推移



資料:国勢調査

\_

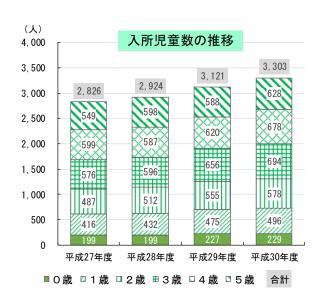
<sup>「</sup>本プラン策定時、女性の就労状況として「労働力率」(就業者と完全失業者が 15 歳以上人口に占める割合)を記載していましたが、国の「新・放課後子ども総合プラン」等では女性の就業率(実際に就業している人の割合)の上昇に対応することを目標としていることなどから、ここでは「就業率」の状況を記載しています。

#### 5 保育所・幼稚園等の状況

保育所の利用状況を見ると、入所児童数は年々増加しています。平成27年度を100とした場合の平成30年度の割合は、最も伸びの大きい3歳児で120.5%、最も小さい4歳児で113.2%となっています。

待機児童数は、年度により増減がありますが、平成 28 年度から平成 30 年度にかけては 継続的に減少しています。

#### >> 市内の保育所入所児童数及び待機児童数の推移

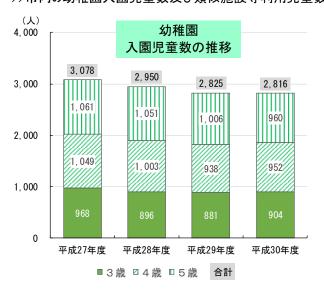


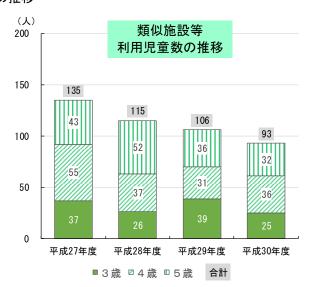


資料:事務報告書

幼稚園等の利用状況を見ると、幼稚園の入園児童数及び類似施設等利用児童数は年々減少しており、平成27年度を100とした場合の平成30年度の割合は、幼稚園の入園児童数で91.5%、類似施設等利用児童数で68.9%となっています。

#### >>市内の幼稚園入園児童数及び類似施設等利用児童数の推移





資料:事務報告書

#### 第2節 子どもへのアンケート調査結果から見る現状

本計画は、子どもの保護者や子どもを支援する方のための計画であると同時に、子ども自身のための計画です。また、西東京市子ども条例において、子どもの意見表明や参加を謳っていることからも、子どもたち自身が、西東京市や「まち」をどのようにしていきたいのか、また自らの自立についてどのように考えているのかを知る必要があります。そこで、市内の小中学生等を対象に「西東京市子どもアンケート」調査(以下「子どもアンケート調査」といいます。)を行いました。

なお、近年の本市の子どもの状況変化を把握する意味からも、必要に応じて平成 26 年に 実施した同様の調査結果との比較を行っています。

#### 1 実施の概要

〇調查対象:①小学5年牛(市立小学校)

②中学2年生(市立中学校)

③16・17歳(夜間開館を実施している児童館・児童センター利用者)

〇調查期間:令和元年6月下旬~7月上旬

〇調査方法: ①市立小学校(3校)にてホームルーム等の時間帯に教員から子どもにアンケート調査票を配付・回収

②市立中学校(2校)にてホームルーム等の時間帯に教員から子どもにアンケート調査票を配付・回収

③夜間開館を実施している児童館・児童センターにて利用時に職員から子ども にアンケート調査票を配付・回収

〇回収状況:合計 600 人 内訳①333 人、②249 人、③18 人 ※16・17 歳は回答者数(n) が少ないことから、結果の概要は省略します。

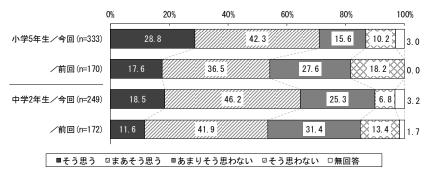
#### 2 結果の概要

①子どもの育ち(自己肯定感など)について

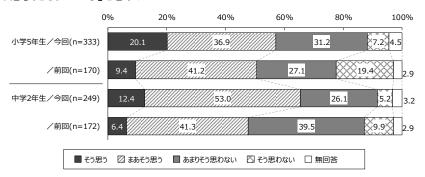
- 〇自分のことが好きかについて、小学5年生と中学2年生では「そう思う」が増加、特に小学5年生の増加が大きくなっています。「自分は人から必要とされているか」についても同様に「そう思う」が小学5年生と中学2年生で増加(特に小学5年生の増加が大)しています。
- 〇自分のことを誰もわかってくれないと感じているかでは、「そう思う」が各年齢で減少しており、 周りの人とあまり違わないようにしているかでは、「そう思う」が小学5年生と中学2年生で減 少しています。周りの人とあまり違わないようにしているかで「そう思う」と「まあそう思う」 を合わせると、すべての年齢で減少しており、周りに合わせて自分を抑制しようとする子どもは 少なくなってきていることがうかがえます。

子どもの自己肯定感を探る設問群で「自分のことが好き」「自分は人から必要とされている」と思える子どもが増えていることがわかりました。「自分は大切な存在なのだ」と感じる気持ちが、大人へと成長していく時期を通じて失われてしまうことなく育っていけるよう、周囲の大人や社会は子どもとの接し方などに配慮していく必要があります。また、すべての子どもが、一人ひとりの違いが認められ、自分らしく育つことができるような環境がこれからも必要です。

#### >>「自分のことが好きだ」と思うか



#### >>「自分は人から必要とされている」と思うか



#### ②日々の過ごし方や他者との関わりについて

- Oいま、楽しくて夢中になれることでは、すべての年齢で「友だちと遊ぶこと」が最も多く、小学 5年生では「習い事、スポーツ」「クラブ活動、部活動」が続いています。中学 2 年生では「ネットをみること(動画サイトをふくむ)」が 2 位となっており、情報の閲覧やコミュニケーションにおいてネットの利用が日常的かつ楽しみとなっていることがうかがえます。
- 〇ホッとできるのはどんなときかでは、すべての年齢で「寝ているとき」が最多(同位含む)となっています。疲れること、不安に思うことでは、すべての年齢で「学校の勉強・宿題」が最多となっており、中学2年生では「受験・進路」が2位となっています。小学5年生の2位は「疲れること、不安なことはない」ですが、3位は「塾の勉強・宿題」となっており、勉強や受験が子どもたちの日々で不安も含めた大きな関心ごとであることがわかります。
- 〇放課後の過ごし場所について、実際の過ごし場所と本当は過ごしたい場所にはいくつかの相違点がみられます。「塾や習いごと」は小学5年生・中学2年生とも実際に過ごしている割合に比べて本当は過ごしたい場所の割合が少なく、「公民館・図書館」「本屋」は小学5年生・中学2年生とも本当は過ごしたい場所の割合の方が高くなっています。また、本当は過ごしたい場所を選んだ理由では「落ちつくから」「ゆっくりすごせるから」といった意見がそれぞれの場所にみられます。好きな本とゆっくり触れ合える、勉強に集中できるなど、静かに自分の好きなことをしていられる過ごし場所が子どもたちから望まれていることがうかがえる結果となりました。
- ○おとなに言いたいことでは、「自分のことは自分で決めさせてほしい」が上位(中学2年生で1 位、小学5年生で2位)となっています。
- 〇自分やくらしのことをどうやって決めたいかで、「自分で決めたい」の上位にはどの年齢でも「つきあう友だち」「恋愛」「服装・髪型・ファッション」が入っています。対して、「親やおとなに決めてほしい」の上位は「市の重要なこと」「授業の内容」「子どもに関わる市の重要なこと」「児童館・公園の使い方」などとなっています。
- ○「子どもに関わる市の重要なこと」をどうやって決めたいかでは、「自分で決めたい」が小学5年生・中学2年生とも減少しています。中学2年生では、「親やおとなに決めてほしい」が43.4%と割合が高くなっています。

子どもたちの日常に浸透しつつあるネットの利用が安全に行われるよう、情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方などの理解を図っていくことが重要になります。

子どもが過ごしたい場所では、自宅、友だちの家のほか、公園・広場、公民館・図書館などの公共施設も選ばれており、子どもの居場所になっているといえます。子どもが求める、楽しく、また落ち着いて過ごせる場所として、居場所づくりに子どもの意見を聞く努力が必要です。

友だち、恋愛、服装など自分の身近な事柄については主体性を発揮したいと考えながらも、市や社会への積極的な関わりについてはまだ消極的な部分があることがうかがえます。 子どもをとりまくすべての人が、子どもの意見表明や子どもの主体的な参加を支援するよう努めることが必要です。

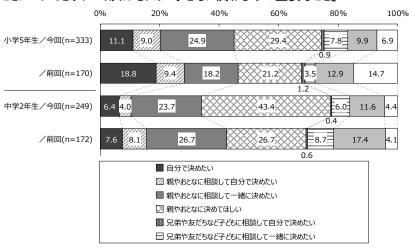
#### >> 自分やくらしのことについてどうやって決めたいかの上位3項目【小学5年生】

	1位	2位	3位
自分で	つきあう友だち	恋愛	進路や将来
決めたい	72.7%	64.9%	60.7%
親やおとなに	市の重要なこと	授業の内容	子どもに関わる市の 重要なこと
決めてほしい	44.4%	35.1%	29.4%
他の子に 決めてほしい	クラスのルール	児童会や生徒会の活動	<ul><li>・授業の内容</li><li>・子ども会議など子どものための会のこと</li></ul>
	12.6%	12.0%	11.4%

#### >> 自分やくらしのことについてどうやって決めたいかの上位3項目【中学2年生】

	1位	2位	3位
自分で つきあう友だち		恋愛	服装・髪型・ファッショ ン
決めたい	87.6%	85.9%	74.3%
親やおとなに 決めてほしい	市の重要なこと	授業の内容	<ul><li>・子どもに関わる市の重要なこと</li><li>・児童館・公園の使い方</li></ul>
	60.2%	46.2%	43.4%
他の子に	   児童会や生徒会の活動 	子ども会議など子どもの ための会のこと	<ul><li>・市の重要なこと</li><li>・お祭りなど地域の行事</li></ul>
決めてほしい 	22.5%	16.1%	12.9%

#### >> 自分やくらしのことについてどうやって決めたいか「子どもに関わる市の重要なこと」

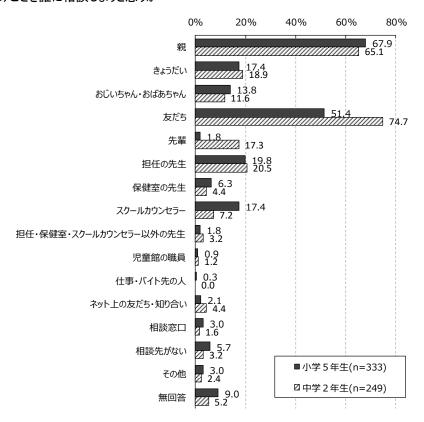


#### ③困りごと、悩みごとの相談先

- ○困りごと、悩みごとの相談先について、小学5年生では親が1位、友だちが2位ですが、中学2年生では割合が逆転し、友だちが1位、親が2位となっています。学校関係でみると、小学5年生では「担任の先生」19.8%、「スクールカウンセラー」17.4%、「保健室の先生」6.3%となっており、中学2年生では「担任の先生」20.5%、「スクールカウンセラー」7.2%、「保健室の先生」4.4%となっています。
- 〇相談先について、「相談先がない」との回答は、小学5年生で5.7%、中学2年生で3.2%となっています。

様々な子どもの困りごと、悩みごとの相談に応じ、助言や支援のつなぎを行う相談窓口、子どもの権利擁護委員の存在が子どもたち自身に周知されること、また、相談することの心理的な抵抗感などを軽減させる工夫が重要です。

#### >> 困ったことや悩みごとを誰に相談しようと思うか

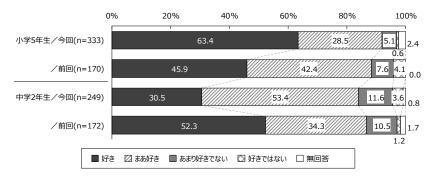


#### ④ 市への愛着や社会との関わり

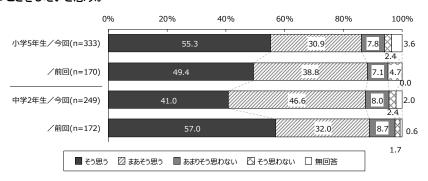
- 〇西東京市への愛着(西東京市が「好き」の割合)は、小学5年生では増加していますが、中学2年生では大きく減少し、「好きではない」が増加しています。
- 〇西東京市での居住意向は、「ずっとくらしたい」が小学5年生、中学2年生とも減少しています。 中学2年生では「別の場所でくらしたい」が増加しています。
- ○社会に役立つことをしたいかについては、「そう思う」が小学5年生では増加しているのに対し、 中学2年生では減少しています。
- 〇子ども条例ができてまだ間もない時期のアンケートでしたが、「子ども条例」の認知度について、「だいたい知っている」と「きいたことはある」を合わせた回答は小学5年生で32.7%、中学2年生で29.3%みられました。

市への愛着や住み続けたいと思う気持ち、「自分たちは大切にされている」という気持ちを育むことが重要です。まち全体で子どもの育ちを支え、子どもにやさしいまちをつくっていくという市の思いを、西東京市子ども条例の周知などを通じて伝えていくことが重要です。

#### >> 西東京市は好きか



#### >> 社会に役立つことをしたいと思うか



## 第3節 おとなへのアンケート調査から見る現状

本計画の策定にあたり、市民の教育・保育サービス等の利用状況や今後の利用希望、子どもと子育て家庭を取り巻く状況などを把握するため、また、教育・保育・子育て支援の量の見込みの算出・設定の資料としても活用するため、「西東京市子育て支援ニーズ調査」(以下「アンケート調査」といいます。)を実施しました。

#### 1 実施の概要

〇調査対象: ①小学校就学前(O~5歳)の子ども 1,500 名の保護者

②小学生 1,500 名の保護者

〇調査期間:平成30年11月30日~12月17日

〇抽出方法:住民基本台帳より無作為抽出

〇調查方法:郵送配布•郵送回収

〇配付•回収状況:

対 象	発送数	回収数	回収率
①就学前児童(〇~5歳)の保護者	1,500票	689票	45.9%
②小学生(1~6年生)の保護者	1,500票	669票	44.6%
合計	3,000票	1,358 票	45.3%

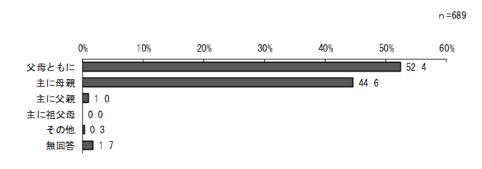
#### 2 結果の概要

#### 1)子育てをしている方について

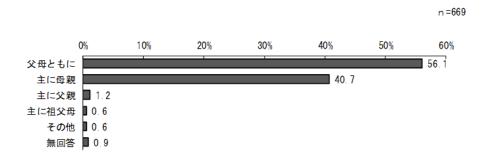
主に子育てを行っている方については、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「父母ともに」が最も高く、次いで「主に母親」で、おおむね同様の傾向となっています。

また、家庭の中で、子育てにかかわっていない方がいる場合の理由については、就学前児童保護者・小学生保護者とも、「その他の理由」を除く上位 2 位が「単身赴任などで日常的に離れているため」「仕事が忙しくて、子育てする時間が取れないため」となっており、仕事や就労状況によるものが多くなっています。また「子育てに関心がないため」という回答が就学前児童保護者で 2.2%、小学生保護者で 9.7%みられ、子どもが大きくなるにつれて子育てへの興味・関心がうすれてしまう家族の存在がうかがえました。

#### >> 主に子育てを行っている方【就学前】



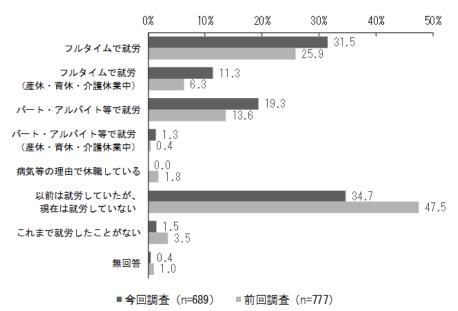
#### >> 主に子育てを行っている方【小学生】



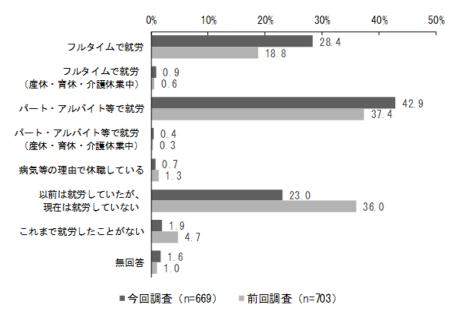
#### ②母親の就労状況について

母親の就労状況の変化について見ると、就学前児童保護者はフルタイムでの就労が 10.6 ポイント増加しています。小学生保護者ではフルタイムでの就労が 9.9 ポイント増加しており、最も多いのは「パート・アルバイト等で就労」となっています。いずれにおいても「以前は就労していたが、現在は就労していない」が減少し、国勢調査による女性の就業率の高まりにも見られるように、子育て期の母親が何らかの形で仕事につく状況が増えていることがわかります。主に子育てを行っている方が、「父母ともに」に次いで「主に母親」であったことからも、子育てに関して母親以外の家族の協力がより大切になってきていると考えられます。

#### >> 母親の就労状況の変化【就学前】



#### >> 母親の就労状況の変化【小学生】

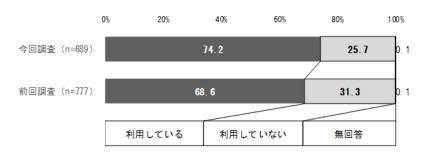


#### ③教育・保育事業の利用について

定期的な教育・保育事業の利用状況については、「利用している」が前回調査から 5.6 ポイント増加しています。年齢別にみると、O 歳では「利用している」が 27.2%であるのに対し、1 歳では 54.5%、3 歳以上ではどの年齢でも 97%を超えています。

教育・保育サービスにかかる負担が、無償化や補助などによって減った場合に、現在の利用から変更・追加したいものについては、「幼稚園の預かり保育」が最も多く、次いで「幼稚園」となっています(事業名のみの選択肢であったため、特に変更・追加する意向のない方は「無回答」になったと考えられます)。

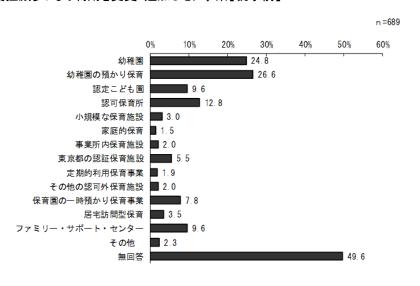
#### >> 教育・保育事業の利用状況【就学前】



#### >> お子さん」の年齢別 教育・保育事業の利用状況【就学前】

上段:回答者数 下段:%	合計	利用している	利用していない	無回答
0歳	92	25	67	0
U原X	100.0	27.2	72. 8	0. 0
1歳	110	60	50	0
一成	100.0	54.5	45. 5	0. 0
0 <del>***</del>	137	85	52	0
2歳	100.0	62.0	38. 0	0. 0
2	115	113	1	1
3歳	100.0	98.3	0.9	0. 9
4	104	102	2	0
4歳	100.0	98.1	1.9	0. 0
E ++n	114	111	3	0
5歳	100.0	97.4	2. 6	0. 0

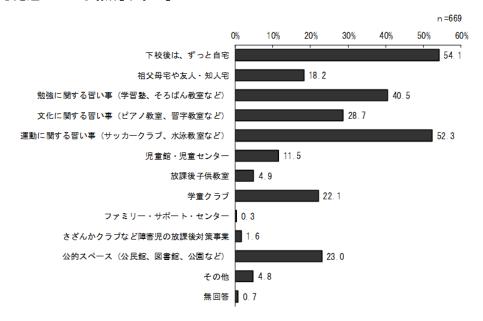
#### >> 無償化等の負担減少により利用を変更・追加したい事業【就学前】



#### ④ 放課後の子どもの居場所について

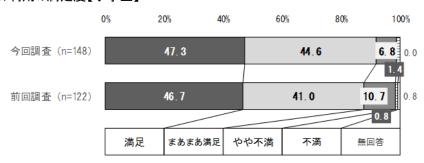
小学生の子どもの放課後の過ごし方は、「下校後は、ずっと自宅」、「運動に関する習い事(サッカークラブ、水泳教室など)」、「勉強に関する習い事(学習塾、そろばん教室など)」が上位3位で40%を超えています。

#### >> 放課後を過ごしている場所【小学生】



学童クラブ利用者の満足度は、「満足」が 0.6 ポイント、「まあまあ満足」が 3.6 ポイント 増加しています。

#### >> 学童クラブの利用の満足度【小学生】

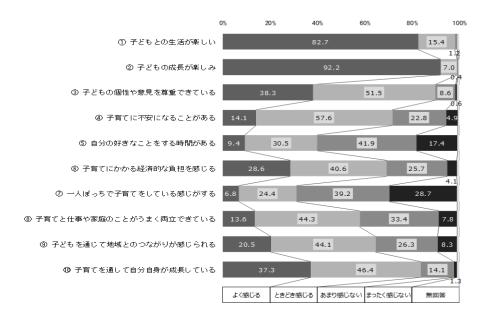


#### ⑤子育て全般について

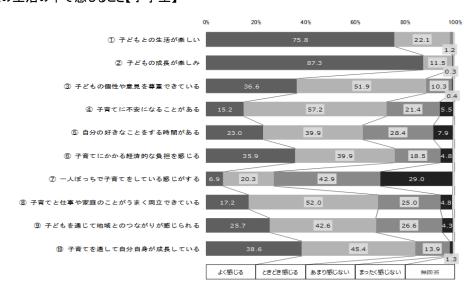
子どもとの生活の中で感じることについて、「よく感じる」と「ときどき感じる」を合わせた『感じる』の割合をみると、「① 子どもとの生活が楽しい」「② 子どもの成長が楽しみ」は就学前児童保護者・小学生保護者ともに9割を超えています。

- 「② 子どもの成長が楽しみ」「③ 子どもの個性や意見を尊重できている」「⑦ 一人ぼっちで子育てをしている感じがする」では、就学前保護者の方が小学生保護者よりも『感じる』割合が高くなっています。
- 「⑧ 子育てと仕事や家庭のことがうまく両立できている」では小学生保護者の『感じる』 69.2%に対し、就学前保護者は 57.9%となっており、就学前保護者の方が子育てと仕事や 家庭のことの両立がうまくできていないと感じている割合が高くなっています。

#### >> 子どもとの生活の中で感じること【就学前】



#### >> 子どもとの生活の中で感じること【小学生】



## 第4節 ヒアリング調査から見る現状

本計画の策定にあたって、アンケート調査による量的な調査だけでは把握が難しい子育でに関するニーズや、市の子育で家庭の意識・意見、子どもや子育で家庭を取り巻く状況について、直接話を聞くことにより状況を把握する質的な調査としてヒアリング調査(以下「ヒアリング」といいます。)を行いました。

#### 1 実施の概要

〇対 象:利用者:主に子育て関連の施設や事業を利用している方

支援者:市民活動等の立場から子育て支援や地域課題に取り組んでいる方

〇実施時期:平成31年2月~令和元年7月

〇調査方法:対面インタビュー、グループヒアリング、一部アンケート形式

〇実施状況

	種別	対象	実施状況
1	利用者	ファミリー学級利用者	平成 31 年2月
2	利用者	こどもの発達センターひいらぎ利用者	平成 31 年3月
3	利用者	子育てひろば利用者 (1) 地域子育て支援センター けやき (2) 田無柳沢児童センター(乳幼児活動) (3) のどかひろば	平成 31 年 2月~3月
4	利用者	西東京市立小中学校 PTA・保護者の会連絡会メンバー (中学生保護者)	平成 31 年2月
5	利用者支援者	子育てサークル・子育て支援団体 利用者 (1) ぞうさん文庫 (2) ミトンの会	令和元年 6月~7月
6	利用者	スキップ教室卒業生保護者	令和元年7月
7	支援者	地域福祉コーディネーター	平成 31 年2月
8	支援者	ファミリー・サポート・センター提供会員	平成 31 年 2月~3月
9	支援者	子ども食堂 運営者	平成 31 年2月
10	支援者	おやじの会メンバー	平成 31 年3月
11)	支援者	病児·病後児保育事業 実施者	平成 31 年 2月~3月

#### 2 結果の概要

#### ①ファミリー学級利用者

ファミリー学級は、初めての出産を控えるお母さんとお父さんを対象に、赤ちゃんとの生活についての講義・実習などを行うものです。初めての出産や、その後の子育てについて期待と不安の声が同じくらいありました。参加しての感想では実技が好評で、貴重な話が聞けてよかったという声も多くありました。市への要望として保育サービスや子育て支援の充実があり、安心して子どもを産む環境としても保育事業等の充実が大切であると考えられます。

#### >> 主な意見

- 〇初めてなのですべてが不安だが、赤ちゃんと過ごせることはとても楽しみ。
- ○問題なく育っているか、出産後ちゃんと赤ちゃんと向き合えるか少し心配。
- 〇出産後の生活がどうなるかわからないことが多いので具体的にどのような変化があったかを先輩ママ、パパから聞けると嬉しい。
- 〇実際に着替えやお風呂の入れ方が体験でき、母性神話や赤ちゃんが泣くことについて話を聞くことができ、とても良い機会だった。
- 〇保育園に入りやすいようになったらいい。
- 〇ファミリーサポートの充実。子育て支援の充実を希望したい。

#### ②こどもの発達センターひいらぎ利用者

こどもの発達センターひいらぎの利用が、子ども本人及び保護者の支えになっている状況がうかがえました。提供されるサービスだけではなく、そこでの他の保護者や子どもとの交流自体が精神的にも支えの一つとなっているようです。地域や社会に対しては、発達障害の子どもへの理解、幼稚園の受け入れ対応についての意見が多く挙げられました。

発達障害の子どもに対する地域社会の理解や教育・保育事業における受け入れ体制づくりが大切であると考えられます。

#### >> 主な意見

- Oバスで、「何歳?」話しかけてくれた際、「うちの子は言葉が遅れているんです。」と言うと、「それも個性だからね。」と返してくれた。こういう人がいてくれること自体が嬉しい。
- ○親だけの力ではできないことも多い。幼稚園や周りの子ども・保護者の理解はとても助けになる。
- Oいろいろな悩みを持っているが、ひいらぎに来てやっと相談や話ができた。子育てひろばでは、 なかなか共感を持って話ができない。

#### ③子育てひろば利用者

参加理由として、子どものためと同じくらい、「自分が助かる」という意見がありました。 広い空間、おもちゃ、ごろりと横になれるなどの環境・設備面とともに、先生の対応や気軽 に相談できる雰囲気、催しなどソフト面でのよさをあげる声も多くみられました。利用対象 年齢を過ぎた後、同じような過ごし方のできる居場所を得られるかどうかが不安とする声も あります。子どもの成長段階に応じて、親子で気兼ねなく過ごせる場所が切れ目なく用意されることが大切と考えられます。

#### >> 主な意見

- ○家にいると子どもと1対1で過ごすだけ。何か不安や疑問があるとき、このような場に来るだけで「それでいいんだ」と思えてすっきりすることも多い。
- 〇年齢の近い子どもたちが集まるので、同じ境遇のママさんと知り合うことができる。ここがなかったら孤立していたと思う。
- 〇ほかの子どもたちのマネをして成長していくことができ、子どもにとってもよいと思う。
- 〇4歳になったら来られないのが残念で、その後も使えるこういった場所がほしい。

#### ④西東京市立小中学校 PTA・保護者の会連絡会メンバー

青年期(前期)となり、親の目が届きにくくなる子どもについて不安な気持ちを持たれることも多いようです。そういった保護者の不安感は、親の代わりに大人が見ていてくれる、安心できる居場所があることでなくなるだろうという意見も多くありました。一方で、昨今の子どもを取り巻く諸問題に地域社会で決定的な解決策がなかなか見いだせないこと、地域の人々の「疎遠な感じ」や他人の子どもとの接し方の難しさを感じている様子がうかがえました。地域が子どもたちとの関係を上手に作れるような環境づくりが大切と考えられます。

#### >> 主な意見

- 〇子どもが自由に動くようになる。頼もしいと思う反面、心配なことも増える。
- 〇保護者同士のつながりの場として PTA があるが、中学生になると、子どもの手がはなれて仕事を始める親御さんが増え、学校の行事に参加してもらえなくなる。
- 〇他のまちで、緑のおばさんおじさんのあいさつに子どもが答えない、答えちゃダメと言われていると聞いた。「知らない人と話をするな」が原則になっているからだという。安全重視はよいが、 地域の中のゆとりやお付き合いをやりにくくしているようにも思う。
- 〇今、子どもに一声かけるだけでも不審者と言われる時代。他人の子どもとの関わりも難しい。

#### ⑤子育てサークル・子育て支援団体

利用者の参加理由や要望などは、「③子育てひろば」の利用者と同様で、過ごしやすい、行きやすい、楽しいといった、活動で得られる体験が大事と捉えられているようです。同時に支援者(運営者)側へのインタビューも行いましたが、活動についてよいところは、支援者側は「強制されない」「自由意志で手伝える」、利用者側は「自由に参加できる」「規定や規則にしばられない」といった声がありました。地域活動や参加意向の継続では、支援・参加主体自らの意思が尊重されることが大切と考えられます。

#### >> 主な意見

- ○参加している子どもの年齢がいろいろなので、子育て·子どもの成長の参考になる。(利用者)
- 〇この先、保育園に入れず、幼稚園の利用になった場合、預かり保育の利用料がかさむことや利用 しづらいのではないかと心配している。(利用者)

- 〇現在、メンバーの不足で悩むことはない。無理をしないで「ゆるく」活動することを大切にして いる。(支援者)
- 〇最近、訪れる子どもが少なくなっていると感じる。子どもがここに来るひまもないほど忙しくなっているのではないかとも感じる。(支援者)

#### ⑥スキップ教室卒業生保護者

不登校の子どもを持つ保護者にとっては、子どもがどこかに所属しているという安心感は大きく、子どもにとっては、同じ状況にいる子どもとの交流、第三者的なおとなとの交流が救いにつながることがうかがえました。また、不登校になった時、学校に行くのが普通・当たり前という社会通念の中で保護者も子どもも苦悩していた様子がわかり、地域や社会全体が多様性を認めること自体が一つの支援になることがうかがえました。子どもが学校に行きたくないと言い出したときのとまどいや混乱は大きく、相談先もよくわからず、具体的な行動もなかなか起こせなかったという体験談もあったことから、早い段階で相談先がわかることが大切と考えられます。

#### >> 主な意見

- 〇スキップ教室に通うなど、子どもが外に出ること自体が保護者の気持ちの上でもよいことである。
- O家で一人で勉強することはできても、人に(先生に)教えてもらうということが大事だと思う。
- 〇子どもは人目を気にしていたが、居場所がある、仲間がいると思うことによって自信がついてき たことがよかった。
- 〇不登校の子どもを持つ親は孤立してしまいがちである。
- 〇不登校について、家庭内でも配偶者や祖父母など家族に理解されないことも多く、責められることもある。 也もある。 地域や周りの人に理解してもらうことはさらに難しいとも思うが、 まず知ってほしい。

#### ⑦地域福祉コーディネーター

地域のさまざまな相談を受け解決に導くこと、新しい社会資源(人材)を発掘・育成することの主に2つを目的に活動しているのが地域福祉コーディネーターです。さまざまな課題が複合する相談の場合、関係する機関が多く中心となって関わる機関がわかりづらいこと、また、支援が長期化する場合、年齢により関わる機関が変わるため支援の切れ目がないようバトンを渡していくことが必要といった意見がありました。地域課題解決に協力してくれる市民ボランティア「ほっとネット推進員」の発掘・育成を行っていますが、子どもに関わる支援をしたいと考える推進員が多いものの、専門機関から寄せられる相談にはリスクもあり、あくまでボランティアであるため、推進員の活用を依頼する行政側のバックアップ体制が整っていることが大切と考えられます。

#### >> 主な意見

- 〇さまざまな問題要素が複合する場合、どの機関が中心となって関わるのか不明確なことがある。
- ○支援が長期化する家庭もあり、子どもが成長していく中で支援のニーズも変わってくる。
- 〇親自身が生きづらさを抱えている世帯が多いと感じる。子どもだけではなく、親への支援が必要。

〇自治会・町内会が行うお祭りには子どもが親と参加する。普段は地域で顔を合わせる機会が少ないが、お祭りは交流のきっかけになっている。

#### ⑧ファミリー・サポート・センター提供会員

「名前で呼んでくれた」「まちの中で声をかけてくれた」「甘えたり、いろいろな話をしてくれた」など、支援で関わった子どもとの心の交流が嬉しいという声が多くありました。不十分な食事、家庭の孤立、授業の理解不足、保護者が家庭を顧みていないのではないかなど、子どもの置かれている環境に心を砕いている様子もうかがえました。また、以前と比べて、子どもについては「よくおしゃべりをする」「忙しくなってきている」、保護者については「忙しくなってきている」と感じることが増えているようです。提供会員のやりがいや、ファミリーサポートセンターの仕組みそのものについてなどより理解が広がるよう周知すること、提供会員の活動を側面から支援できるような仕組みづくりも大切と考えられます。

#### >> 主な意見

- 〇保護者が気軽に支援を利用するようになり、ワンオペ育児が減っている気がして良いと思う。
- 〇子どもが、楽しかった出来事などをうれしそうに報告してくれると、こちらまでうれしくなる。
- 〇行政機関内の連絡がスムーズでなく、困っている保護者の声が届きにくいことがまだあるのでは ないか。困っているときは"ここへ"というわかりやすい仕組みが周知されるとよい。
- 〇元気なお年寄りが多い中、部屋があれば、昼の間だけでも子どもをみてあげられるのではと思う。

#### ⑨子ども食堂運営者

活動拠点、地域活動が既にあり、子どもの貧困問題の話題の高まりなどをきっかけに「自分たちにもできることはないか」との思いから「子ども食堂」を始めた例が多いとわかりました。「食事をとる場所」にとどまらず、子ども食堂から派生して、学習支援など子どもに提供するもの・場・人の広がりもみられました。活動の中では、支援が必要な子どもや家庭への情報提供の方法に課題があると感じておられ、市民の中には互助的な発想や「協力したい」と考える人が少なくないはずとの意見も多く、これら市民活動の周知や、地域人材の掘り起こし、活動の立ち上げを支援する仕組みなどが大切と考えられます。

#### >> 主な意見

- 〇活動を「知ってもらうこと」がまず大事だと思う。市は広報に力を注いでもらいたい。
- 〇ひとり親の家庭などにうまく情報が届くような工夫が必要と思う。
- 〇利用者は口コミで広がっていると思われる。本当に支援が必要な子どもや家庭に活動の情報が届いているのだろうかと考えることがある。
- ○「子ども食堂」のような活動が小学校区に1つずつくらいあれば理想的と思う。新しく活動を始めたいという市民は多くいるように感じる。行政がその立ち上げの支援をしてくれるとよい。

#### ⑩おやじの会メンバー

子どもたちや学校のために、自分にできることをやっているだけ、という「気負わない」活動の姿がうかがえました。子どものことについて、父親の自分は母親ほどよくわかっていないのではないかと感じることがあった、子育てについて父親が相談しやすいようなところが少ないと思うといった意見がありました。子育てについて父親が気軽に相談したり話ができるような場が大切と考えられます。

#### >> 主な意見

- 〇学校の教室の壁を塗装したり、運動会の入場ポールが壊れたので作ったりしてきた。得意なことで、できることを、子どもや学校のためにやっている。
- 〇子どもの個性は尊重したいし、すべきと思う。しかし、何でも子どもの言うことを聞くということとは違うと思う。
- 〇子どもの成長に対しての不安はあった。勉強の進み具合がどうなのか全くわからないなど。ただ、 そういったことを母親はわかっていたのではないかと思う。
- 〇子育てについて、父親が相談しやすいところは少ないと思う。そもそもそんなところがあるのか どうかわからない。あったとしても父親がそこに相談にいくかどうかもまた別の話だろう。

-----

#### ①病児・病後児保育事業 実施者

病児・病後児保育事業の現場でも、保護者が忙しくなっていることを感じるという意見があり、その様子が、近年、「子どもの健康を気にかけない保護者が増えた」「保護者からの無理な要求が増えた」「生活リズムの崩れている保護者が増えた」といった回答にも現れていました。病児・病後児保育事業の中で、何らかの支援が必要だと感じられる子どもと接する機会があることもわかり、支援の連携につなげる仕組みを検討することが大切と考えられます。

\_\_\_\_\_\_

## 資料編

## 西東京市子ども条例体系別施策

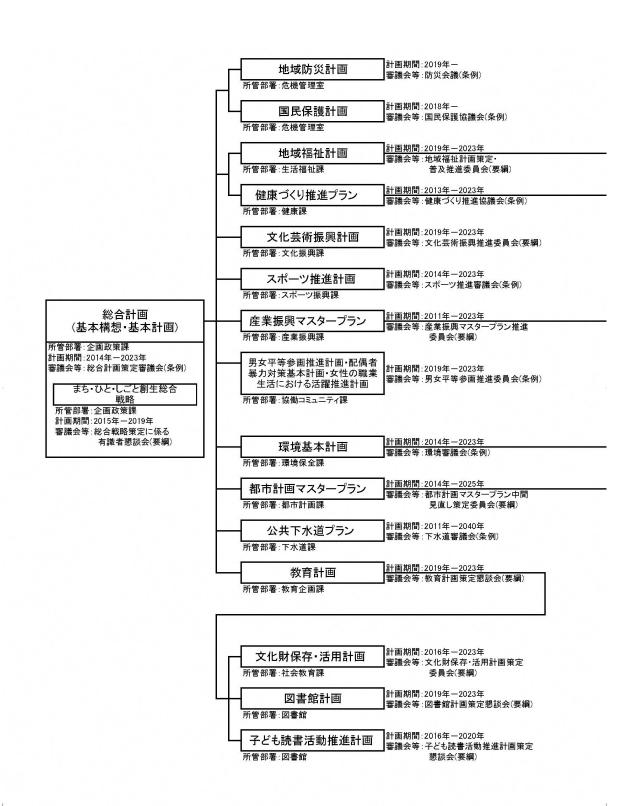
			まき ナフ パ 4 <i>タ</i> (2)
第1条 (目的) 第2条 (言葉の意味) 第3条 (市等の役割)  第4条 (連携)  第5条 (保護者と家庭への支援) 第6条 (有ち学ぶ施設とその職員への支援) 第6条 (有ち学ぶ施設とその職員への支援) 第7条 (地域と市民への支援) 第7条 (地域と市民への支援) 第7条 (地域と市民への支援) 第1条 (虚待の防止) 第1条 (健康と環境) 第1条 (学どもの韓和侵害への対応) 第11条 (健康と環境) 第12条 (子どもの居場所)  第13条 (子どもの雇利の普及) 第14条 (子どもの雇利の普及) 第15条 (子どもの雇利の普及) 第16条 (定好) 第16条 (定好) 第19条 (相談・調査に関する専門員の設置) 第19条 (相談・製査に関する専門員の設置) 第19条 (機議委員の職務) 第20条 (機議委員の職務) 第21条 (機議委員の職務)		西!	東京市子ども条例
第2条 (言葉の意味) 第3条 (市等の役割) 第4条 (連携) 第5条 (保護者と家庭への支援) 第6条 (育ち学ぶ施設とその職員への支援) 第6条 (育ち学ぶ施設とその職員への支援) 第7条 (地域と市民への支援) 第8条 (虐待の防止) 第10条 (アどもの質固の防止) 第11条 (健康と環境) 第11条 (健康と環境) 第11条 (子どもの居場所) 第13条 (アどもの雇用の普及) 第13条 (アどもの雇用の普及) 第13条 (アどもの雇用の普及) 第13条 (アどもの雇用の普及) 第13条 (アどもの雇用の普及) 第13条 (アどもの雇用の普及) 第13条 (アどもの雇用の普及) 第13条 (アどもの雇用の普及) 第13条 (伊護の産児表明や参加)	章		(= 11)
第3条 (市等の役割)  第4条 (連携)  第5条 (保護者と家庭への支援)  第5条 (保護者と家庭への支援)  第6条 (育ち学ぶ施設とその職員への支援)  第7条 (地域と市民への支援)  第7条 (地域と市民への支援)  第3章子ども危策と 子どものなどを支援者への支援  第10条 (子どもの貧困の防止)  第11条 (健康と環境)  第12条 (子どもの超場所)  第13条 (子どもの超場所)  第13条 (子どものを見表明や参加)  第14条 (子どものを見表明や参加)  第15条 (子どもの権利の普及)  第15条 (子どもの権利が普及)  第16条 (定数と委嘱の基準) 第178条 (相談・調査に関する専門員の設置) 第178条 (相談・調査に関する専門員の設置) 第19条 (維護委員の報告) 第19条 (機議委員の報告) 第19条 (機議委員の報告) 第20条 (機議委員の明の管理) 第20条 (機議委員のの協力) 第22条 (見守り等の支援)			
第1章 総則  第4条 (連携)  第5条 (保護者と家庭への支援) 第6条 (育ち学ぶ施設とその職員への支援) 第6条 (育ち学ぶ施設とその職員への支援) 第7条 (地域と市民への支援)  第8条 (虚待の防止)  第9条 (いじめその他の権利侵害への対応) 第10条 (子どもの貧困の防止) 第11条 (健康と環境) 第12条 (子どもの居場所)  第13条 (子どもの雇場所)  第14条 (子どもの雇場所)  第15条 (子どもの雇場所)  第16条 (正数と参嘱の基準) 第17条 (任期) 第17条 (性間) 第17条 (性間) 第19条 (性間) 第19条 (地議委員の設置) 第19条 (地議委員の限置)			
第4条 (連携)  第5条 (保護者と家庭への支援) 第6条 (育ち学ぶ施設とその職員への支援) 第6条 (市ち学ぶ施設とその職員への支援) 第7条 (地域と市民への支援) 第7条 (地域と市民への支援) 第10条 (子どもの質固の防止) 第10条 (子どもの質固の防止) 第11条 (健康と環境) 子どもにやさしいま 方づくりの推進 第12条 (子どもの居場所) 第14条 (子どもの雇場所) 第14条 (子どもの権利の普及) 第15条 (子どもの権利の普及) 第16条 (子どもの権利の普及) 第17条 (任助) 第16条 (定数と委嘱の基準) 第17条 (保護委員の職務) 第19条 (施護委員の職務) 第19条 (施護委員の明の等重) 第20条 (規則)	<b>位1</b>	那3条	(中寺の役割)
第2章子どもの生活の場における支援 ま7条 (地域と市民への支援) 第7条 (地域と市民への支援) 第7条 (地域と市民への支援) 第8条 (虐待の防止) 第9条 (いじめその他の権利侵害への対応) 第10条 (子どもの貧困の防止) 第11条 (健康と環境) 第12条 (子どもの居場所) 第13条 (子どもの居場所) 第14条 (子どもの権利譲護委員の設置) 第16条 (定数と委嘱の基準) 第17条 (任期) 第18条 (相談・調査に関する専門員の設置) 第19条 (雑護委員の職務) 第19条 (雑護委員の職務) 第19条 (雑護委員の職務) 第19条 (雑護委員の職務) 第19条 (雑護委員の職務) 第19条 (雑護委員の職務) 第19条 (雑選委員の職務) 第10条 (理論の事重) 第21条 (維護委員の地位性の確保と活動への協力) 第22条 (見守り等の支援)	<b>第Ⅰ早</b> 総則	第4条	(連携)
第2章子どもの生活の場における支援と支援者への支援 第7条 (地域と市民への支援) 第8条 (虐待の防止) 第9条 (いじめその他の権利侵害への対応) 第11条 (健康と環境) 子どもにやさしいまちづくりの推進 第12条 (子どもの居場所) 第13条 (子どもの居場所) 第14条 (子どもの権利の普及) 第15条 (子どもの権利の普及) 第15条 (子どもの権利の普及) 第16条 (定数と委嘱の基準) 第17条 (任服) 第18条 (相談・調査に関する専門員の設置) 第19条 (雑選委員の職務) 第19条 (雑選委員の職務) 第19条 (雑選委員の職務) 第20条 (要請や意味の尊重) 第21条 (領護委員のの職務) 第20条 (要請やあの尊重) 第21条 (領護委員の地で性の確保と活動への協力) 第22条 (見守り等の支援)		第5条	(保護者と家庭への支援)
活の場における支援 と支援者への支援 第7条 (地域と市民への支援) 第8条 (虐待の防止) 第9条 (いじめその他の権利侵害への対応) 第10条 (子どもの貧困の防止) 第11条 (健康と環境) 子どもにやさしいま ちづくりの推進 第12条 (子どもの居場所) 第13条 (子どもの居場所) 第14条 (子どもの雇利強護委員の設置) 第16条 (定数と委嘱の基準) 第17条 (任期) 第18条 (相談・調査に関する専門員の設置) 第19条 (補護委員の職務) 第20条 (展請や意見表明の尊重) 第21条 (擁護委員の地立性の確保と活動への協力) 第22条 (見守り等の支援)		第6条	(育ち学ぶ施設とその職員への支援)
第9条 (いじめその他の権利侵害への対応)  第10条 (子どもの貧困の防止)  第11条 (健康と環境)  第11条 (学どもの居場所)  第12条 (子どもの居場所)  第13条 (子どもの雇利の普及)  第14条 (子どもの権利権護委員の設置)  第15条 (定数と委嘱の基準)  第17条 (任期)  第18条 (相談・調査に関する専門員の設置)  第19条 (雑談・負責に関する専門員の設置) 第20条 (要請や意見表明の尊重) 第21条 (権護委員の独立性の確保と活動への協力) 第22条 (見守り等の支援)	活の場における支援	第7条	(地域と市民への支援)
第10条 (子どもの貧困の防止)  第11条 (健康と環境) 子どもにやさしいま		第8条	(虐待の防止)
第3章子ども施策と 子どもにやさしいま ちづくりの推進 第12条 (子どもの居場所) 第13条 (子どもの居場所) 第14条 (子どもの権利の普及) 第15条 (子どもの権利が護委員の設置) 第17条 (任期) 第17条 (任期) 第18条 (相談・調査に関する専門員の設置) 第19条 (雑護委員の職務) 第20条 (要請や意見表明の尊重) 第21条 (権護委員の独立性の確保と活動への協力) 第22条 (見守り等の支援)		第9条	(いじめその他の権利侵害への対応)
第3章子とも施康と 子どもにやさしいま ちづくりの推進 第12条 (子どもの居場所) 第13条 (子どもの意見表明や参加) 第15条 (子どもの権利施護委員の設置) 第16条 (定数と委嘱の基準) 第17条 (任期) 第18条 (相談・調査に関する専門員の設置) 第19条 (権談・調査に関する専門員の設置) 第19条 (機護委員の職務) 第20条 (要請や意見表明の尊重) 第21条 (権護委員の和立性の確保と活動への協力) 第22条 (見守り等の支援)		第10条	(子どもの貧困の防止)
第12条 (子どもの居場所)  第13条 (子どもの意見表明や参加)  第14条 (子どもの権利の普及)  第15条 (子どもの権利擁護委員の設置)  第16条 (定数と委嘱の基準) 第17条 (任期)  第18条 (相談・調査に関する専門員の設置) 第19条 (雑談委員の職務) 第20条 (要請や意見表明の尊重) 第21条 (擁護委員の独立性の確保と活動への協力) 第22条 (見守り等の支援)	第3章子ども施策と	第11条	(健康と環境)
第14条 (子どもの権利の普及)  第15条 (子どもの権利擁護委員の設置)  第16条 (定数と委嘱の基準) 第17条 (任期)  第18条 (相談・調査に関する専門員の設置) 第19条 (雑談委員の職務) 第20条 (要請や意見表明の尊重) 第21条 (擁護委員の独立性の確保と活動への協力) 第22条 (見守り等の支援)		第12条	(子どもの居場所)
第15条 (子どもの権利擁護委員の設置) 第16条 (定数と委嘱の基準) 第17条 (任期) 第17条 (任期) 第19条 (相談・調査に関する 専門員の設置) 第19条 (擁護委員の職務) 第20条 (要請や意見表明の尊重) 第21条 (擁護委員の独立性の確保と活動への協力) 第22条 (見守り等の支援)		第13条	(子どもの意見表明や参加)
第16条 第17条 第17条 (任期) 第18条 (相談・調査に関する 専門員の設置) 第19条 (擁護委員の職務) 第20条 (要請や意見表明の尊重) 第21条 (擁護委員の独立性の確保と活動への協力) 第22条 (見守り等の支援)		第14条	(子どもの権利の普及)
第 1 7条 (任期) 第 1 8条 (相談・調査に関する専門員の設置) 第 1 9条 (推護委員の職務) 第 2 0条 (要請や意見表明の尊重) 第 2 1条 (擁護委員の独立性の確保と活動への協力) 第 2 2条 (見守り等の支援)	<u> </u>	第15条	(子どもの権利擁護委員の設置)
第4章 子どもの相     第18条     (相談・調査に関する専門員の設置)       第19条     (擁護委員の職務)       第20条     (要請や意見表明の尊重)       第21条     (擁護委員の独立性の確保と活動への協力)       第22条     (見守り等の支援)		第16条	V-111 - 1111 - 11
談・救済     第19条     (擁護委員の職務)       第20条     (要請や意見表明の尊重)       第21条     (擁護委員の独立性の確保と活動への協力)       第22条     (見守り等の支援)			
第20条 (要請や意見表明の尊重) 第21条 (擁護委員の独立性の確保と活動への協力) 第22条 (見守り等の支援)			
第21条 (擁護委員の独立性の確保と活動への協力) 第22条 (見守り等の支援)	訳・ <b></b>   次)		
第22条 (見守り等 の支援)			
22 2 V (VIS) V KII C A AV			
第5章 第24条 (推進計画)	第5章		
子ども施策の推進と 第25条 (推進体制)			
検証 第 2 6 条 (検証)			
	等 C 辛 桝町	第27条	(委任)

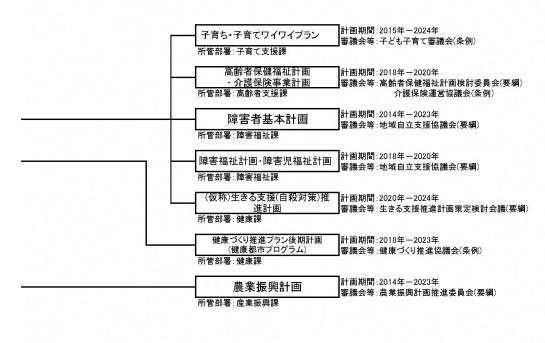
#### ワイワイプラン施策・事業名

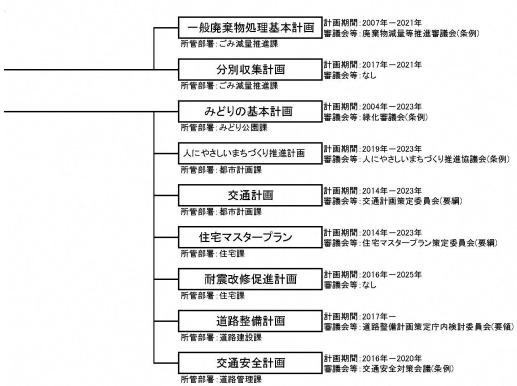
1-1 (08) スクールカウンセラー派遣の充実と連携の強化
1-1 (09) 地域アドバイザーの活用と連携の推進
1-1 (11) 要保護児童対策地域協議会の活用
【1-2-1 地域のシステムづくり】
4-1-1 (01) 子ども総合支援センターの連携機能の充実
4-3 (02) 子どもを守るための家庭と地域と市との連携の強化
【4-1-1 子どもと家庭の支援】
3-2 (08) 子育て相談担当者の研修事業の充実
1-2-1 (06) 青少年育成会への支援の充実
2-2 (07) ボランティア活動の機会の充実
2-2 (08) ボランティア保険等の加入の促進
3-1 (09) 地域の子育て意識の醸成
【3-2 支え合いの場の充実】
3-2 (01) 子育ての仲間づくり、子育てNPO・グループ等の支援の充実
3-2 (02) 子ども総合支援センターにおける子育てグループの活動場所の充実と
活動の推進
1-1 (05) 里親制度 (養育家庭) の推進
1-1 (12) 虐待・虐待再発防止のための学習機会の検討
1-1 (13) 虐待の早期発見・通告・早期対応をするための普及活動の充実
1-1 (06) スキップ教室 (適応指導教室) の充実
2-1 (02) 社会的自立に困難を抱える子ども・若者を含む、子ども・若者に対す
る支援の検討
2-1 (05) 「子どもの貧困対策に関する大綱」に基づく支援の検討
2-1 (06) 入所型施設退所後の支援の検討
【4-1-3 多様な文化的背景(多文化)を持つ子どもと子育て家庭の支援】
【4-1-4 ひとり親家庭の支援】
THE SECTION OF THE SE
【4-2 保健・医療】
【1-2-2 居場所づくり】
1-2-2 (01) 子ども参画ですすめる遊び場づくりの推進
1-2-1 (01) 子どもによる子どものための企画づくりと事業運営の推進
1-2-1 (03) 子ども参画による広報紙づくりの実施
1-2-1 (10) 市報や市のホームページの子ども向け情報の充実
1-2-1 (11) 子どもに必要な情報を届けるしくみの整備
1-2-1 (11) 」ともに必要な情報を描いるとくかの主備 1-2-2 (02) 子ども参画による生涯学習事業の推進
2-2 (04) 中学生のためのボランティア事業の推進
2-2 (05) 高校生、大学生のボランティア活動支援事業の推進
2
1-1 (02) 子どもの権利擁護のための啓発と広報の充実
1-1 (03) 人としての権利を尊重する教育の推進
1-1(14)子どもにとって大切な権利について学ぶ機会の提供
1-2-1 (12) 子ども向け情報提供方法の検討
1-1 (07) 子ども自身からの相談に対応できる相談システムの検討

## 主要計画体系図

(西東京市 第2次総合計画・後期基本計画 から抜粋)







## 西東京市子ども子育て審議会委員名簿

## 西東京市子ども子育て審議会計画専門部会員名簿

策定経過

- 1 審議会
- 2 市民参加(調査、パブリックコメント等の実施)

用語解説

# 西東京市子育ち・子育でワイワイプラン (後期計画)

令和2年3月 西東京市子育て支援部子育て支援課 〒188-8666

東京都西東京市南町五丁目6番 13号

電話番号:042-460-9841